

真庭市一般廃棄物資源化等基本計画
(一般廃棄物処理基本計画)

平成 28 年 2 月

真 庭 市

目 次

第1章 計画の位置付け.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	1
3 計画対象区域.....	2
4 計画の適用範囲.....	2
5 計画目標年度.....	2
第2章 地域の概要.....	3
1 位置及び地理特性.....	3
2 気象.....	4
3 人口.....	5
4 産業構造.....	7
5 土地利用.....	7
6 商業.....	8
7 総合計画との関係.....	8
第3章 ごみ処理基本計画.....	10
1 ごみ処理の現状.....	10
2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測.....	38
3 ごみ処理の評価.....	47
4 ごみ処理に係る課題.....	52
5 ごみ処理に係る数値目標.....	54
6 基本方針.....	55
7 収集・運搬計画.....	63
8 中間処理計画.....	65
9 最終処分計画.....	66
10 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	66
第4章 生活排水処理基本計画.....	71
1 生活排水処理の現状と課題.....	71
2 生活排水処理計画.....	78
3 し尿及び汚泥の処理計画.....	82
4 その他.....	85

【用語解説】

第1章 計画の位置付け

1 計画策定の背景

平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、平成13年5月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が示されました（平成22年12月20日に全部変更）。その後、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が、平成20年3月には「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。このような背景をふまえ、真庭市（以下、「本市」という。）では、平成23年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみの減量化や資源化、一般廃棄物の適正な処理に取り組んできました。

一方、前計画の策定後、平成26年2月には真庭市廃棄物減量等推進審議会から「真庭市にふさわしい廃棄物処理システムについて」が答申されるとともに、平成27年3月には第2次真庭市総合計画が策定され、一般廃棄物処理に関しても新たな取組の方向性が示されています。

以上をふまえ、本市では、前計画の見直しを行い、現状に即した新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画の位置付けを図1-1に示します。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の流れ並びに生活排水やし尿・汚泥の適正処理に関して必要な基本的事項を定めるものです。

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、その上でどうしても循環的利用が行えず捨てるしかないものについては、⑤適正な処分を行うことを基本とします。

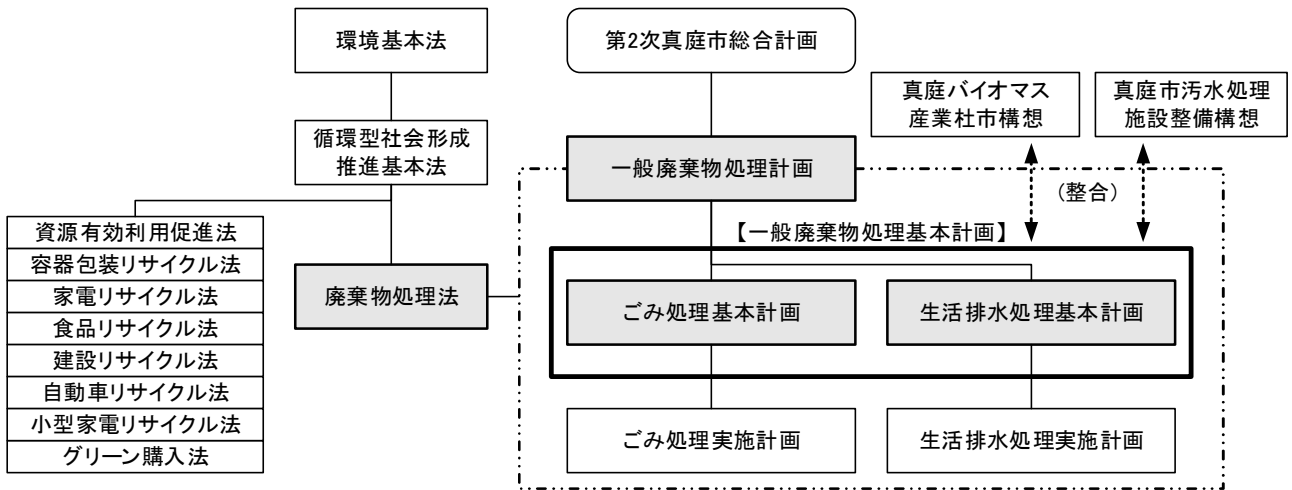


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

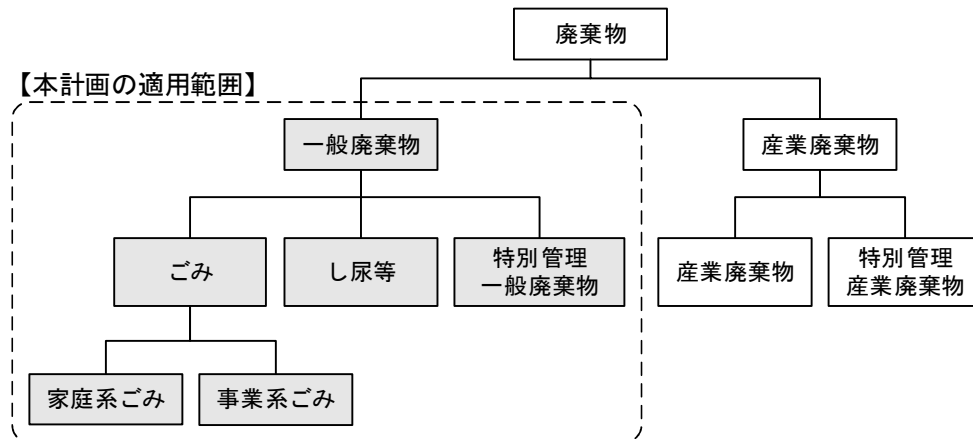


図 1-2 本計画の適用範囲

5 計画目標年度

5.1 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成 27 年度～37 年度までの 11 年間とします。

5.2 計画目標年度

本計画の目標年度は、10 年後の平成 37 年度とします。また、5 年後の平成 32 年度を中間目標年度とし、計画の見直しを行います。

第2章 地域の概要

1 位置及び地理特性

本市の位置は、図2-1に示すとおりです。

本市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを見せています。総面積は約828km²であり、岡山県の約11.6%を占めています。

本市の北部は大山隠岐国立公園の一部であり、「蒜山三座」をはじめ津黒山^{つぐろくせん}など標高1,000m級の山々が鳥取県との県境を形成しています。また、その南側には、蒜山高原や津黒高原などの広大な高原地帯が広がり、のどかな風景を醸し出しています。

本市は、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流地域です。この旭川は県のほぼ中央部を南下しており、県南部の重要な水源となっています。

本市には、「美作三湯」の一つである湯原温泉郷、神庭の滝などの多くの観光資源があります。南部には旭川及び支線備中川に沿って平坦地が広がり、農用地及び商業地・工業地が形成されています。



図2-1 位置図

2 気象

本市の気象の概要は、図 2-2 及び表 2-1 に示すとおりです。

平成 26 年においては、8月の降水量が最も多くなっています。また、平成 26 年の年間降水量は約 1,500mm となっています。

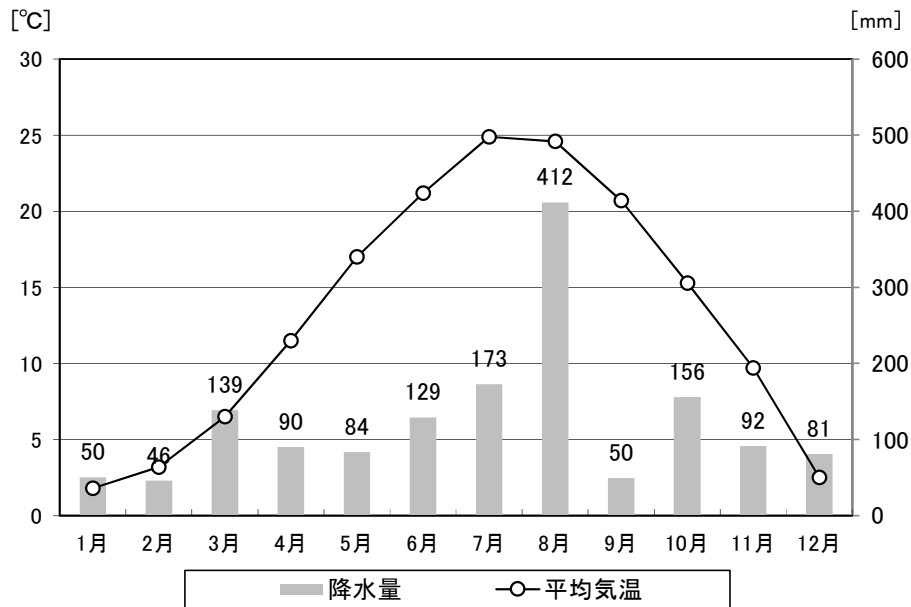


図 2-2 平成 26 年の降水量（久世観測所）

出典：気象庁ホームページ（久世観測所）

表 2-1 気象の概要（久世観測所）

	平均気温 [°C]	降水量 [mm]
26年 1月	1.8	50.0
2月	3.2	46.0
3月	6.5	138.5
4月	11.5	90.0
5月	17.0	83.5
6月	21.2	129.0
7月	24.9	172.5
8月	24.6	411.5
9月	20.7	49.5
10月	15.3	156.0
11月	9.7	91.5
12月	2.5	81.0
年間	13.2	1,499

出典：気象庁ホームページ（久世観測所）

3 人口

3.1 人口の推移

本市の人口の推移は、図 2-3 に示すとおりです。

平成 25 年 10 月 1 日時点の人口は 49,341 人となっており、平成 21 年以降は減少傾向で推移しています。

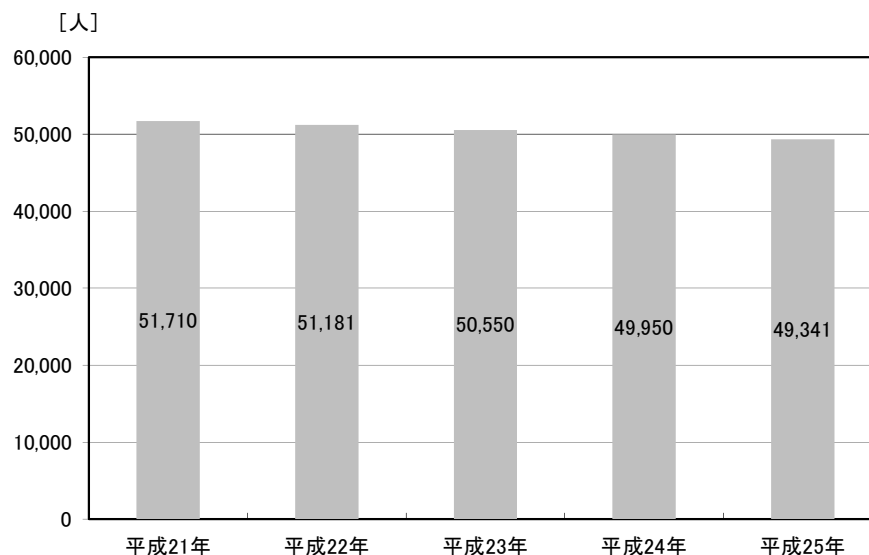


図 2-3 人口の推移（10 月 1 日時点）

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

3.2 世帯数

本市の世帯数の推移は、図 2-4 に示すとおりです。

世帯数は、平成 21 年以降わずかに増加しています。

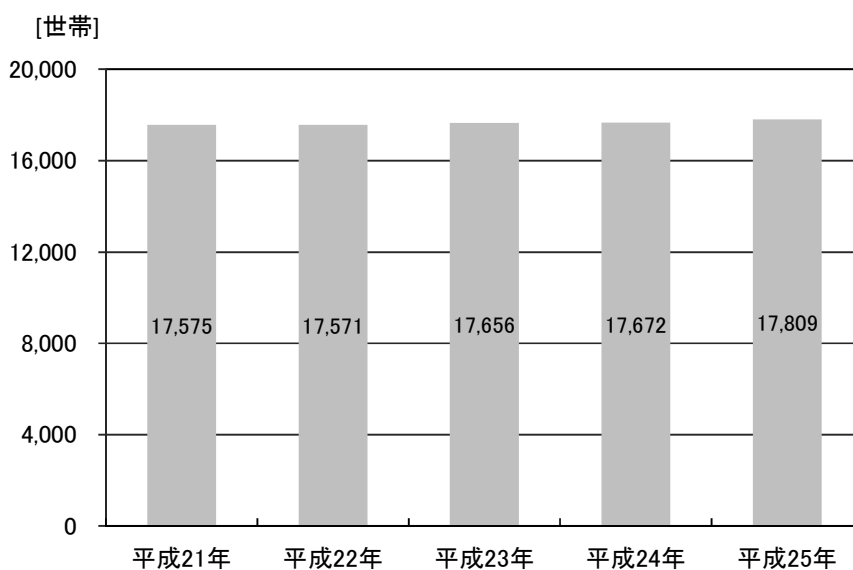


図 2-4 世帯数の推移（各年 3 月 31 日時点）

出典：岡山県統計年報（平成 20 年版～平成 24 年版）

3.3 年齢階層別人口

平成 25 年における年齢階層別人口は、図 2-5 及び表 2-2 に示すとおりです。

年少人口(0～14 歳)の構成比は 12.3%、生産年齢人口(15～64 歳)の構成比は 52.6%、老年人口(65 歳以上)の構成比は 35.1%となっており、生産年齢人口の構成比が最も高くなっています。

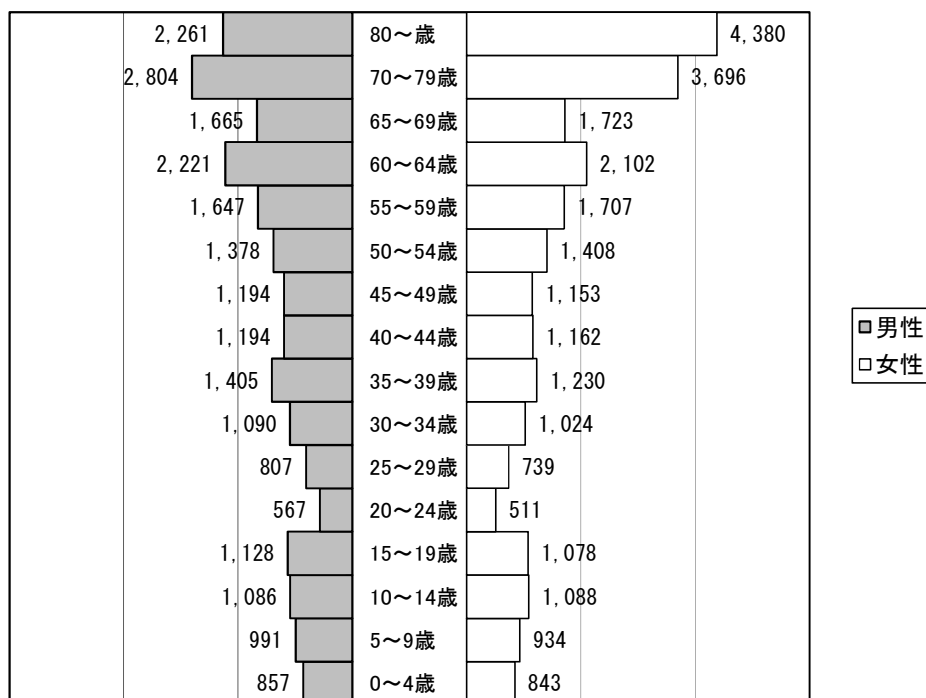


図 2-5 年齢階層別人口（平成 22 年国勢調査結果基準）【平成 25 年 10 月 1 日時点】
出典：岡山県毎月流動人口調査（年報）

表 2-2 年齢階層別人口（平成 22 年国勢調査結果基準）【平成 25 年 10 月 1 日時点】

年齢層	人口[人]	構成比[%]
年少人口(0～14 歳)	5,799	12.3
生産年齢人口(15～64 歳)	24,745	52.6
老年人口(65 歳以上)	16,529	35.1
合計	40,073	100.0

出典：岡山県毎月流動人口調査（年報）

4 産業構造

本市の産業別就業者数は、表 2-3 に示すとおりです。

第三次産業の比率が最も高く 57.1%を占めており、次いで第二次産業が 28.2%となっています。

表 2-3 産業別就業者数

		平成 17 年	平成 22 年
総人口[人]		51,782	48,964
就業総人口[人]		26,617	23,705
第一次産業	就業人口[人]	4,541	3,435
	比率[%]	17.1	14.7
	増減率[%]	-	-24.4
第二次産業	就業人口[人]	7,891	6,602
	比率[%]	29.6	28.2
	増減率[%]	-	-16.3
第三次産業	就業人口[人]	14,139	13,371
	比率[%]	53.1	57.1
	増減率[%]	-	-5.4
分類不能[人]		46	297

出典：岡山県統計年報（平成 25 年版）

5 土地利用

本市の土地利用の状況は、図 2-6 及び表 2-4 に示すとおりです。

平成 26 年現在においては、山林の構成比が最も高く、75.9%を占めています。次いで、田は 12.0%、畑は 5.9%となっています。

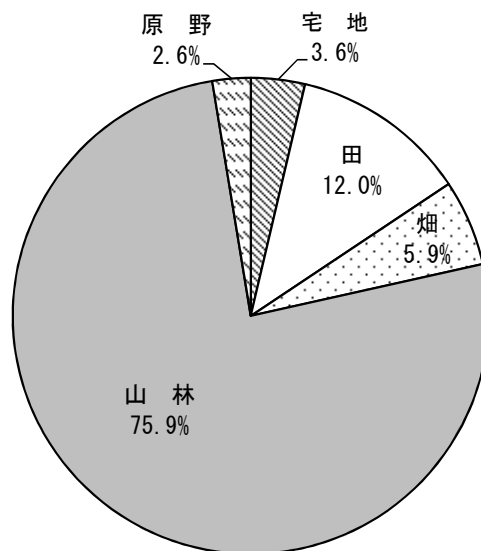


図 2-6 土地利用の状況（民有地）（平成 26 年 1 月 1 日現在）

出典：岡山県統計年報（平成 25 年版）

表 2-4 土地利用の状況（民有地）（平成 26 年 1 月 1 日現在）

	宅地	農 地		山 林	原 野	その他	計
		田	畑				
面積 [km ²]	13.3	43.4	21.2	275.0	9.4	—	362.3
構成比 [%]	3.6	12.0	5.9	75.9	2.6	—	100

出典：岡山県統計年報（平成 25 年版）

6 商業

本市の商店数は、表 2-5 に示すとおりです。

商店数は、平成 24 年は平成 19 年と比べて減少しています。5 年間で約 100 店舗減少しています。

表 2-5 商店数等

	平成 19 年	平成 24 年
商 店 数 [店]	878	770
従業者数 [人]	4,286	3,593
年間商品販売額 [万円]	6,905,427	5,445,054

出典：岡山県統計年報（平成 25 年版）

7 総合計画との関係

平成 27 年 3 月に策定した第 2 次真庭市総合計画において定められている目標、目標人口、将来像及び本計画に関連する内容を以下に示します。

7.1 目標

多彩な真庭の豊かな生活

7.2 目標人口

本市の10年後の政策基盤となる目標人口は、41,200人（平成37年）を想定します。

7.3 将来像

〈将来像1〉

地域に根差した内発型の産業育成に加えて、真庭市に適した外のカも取り入れながら、経済と生活基盤の強化を進め、地域資源「モノ」を「まち」の中で回す（循環させる）ことにより付加価値「カネ」を高めています。市内では「ものづくり」と「商い」が生まれ、真庭市を中心とした近隣自治体を巻き込んだ大きな循環を生んでいます。「市役所」は地域資源の活用や組み合わせによる真庭市に適した産業を社会資本や人材育成も含めて計画的に支援し、だれもが働きやすい環境を「ひと」とつくっています。

《将来像2》

「しごと」は「稼ぎ」だけではありません。地域の役に立つ「しごと」として「つとめ」も生まれています。すべての立場、環境、年齢の「ひと」たちが自他ともに地域で必要な「ひと」と認め合い、役割と生きがいを持ち、活躍する場があり、自分の手で「しごと」をつくることのできる「まち」づくりが進んでいます。

企業や市民団体とも連携して、社会貢献活動によって生み出される付加価値「カネ」を、地域内循環に組み入れる仕組み（例えば地域通貨など）をつくり上げ、さらに新たな「しごと」を生み出しています。

《将来像3》

真庭市の安全安心の大前提は、空気、水、山、森、川などの豊かな自然環境です。

旭川の清流化や森林資源の保全だけでなく、里山を取り巻く自然環境そのものの価値を高め、市民の間に自然を楽しむ心を育てています。自然があることが当たり前の生活の中で、自然・環境への負荷の少ない資源循環のまちづくりに取り組んでいます。

7.4 基本計画（第6節第3項 人が暮らす風景と快適な住環境をつくる）

7.4.1 現状と課題

《環境保全・資源循環型社会の推進》

廃棄物の資源化率は全国平均より高く、生ごみの資源回収など実験的な取り組みもしているものの、里山真庭の自然環境と調和した循環型社会の構築に向けた市民意識の向上が課題です。

7.4.2 施策の方向性と目標

- (1) 市民・団体・事業者と協働して、循環型社会への形成に向けた省エネルギーの取り組み、再生エネルギーの利用拡大の啓発を図ります。
- (2) ごみの減量化、資源化に取り組み、処理費用の削減を図るとともに循環型社会の構築を進めます。
- (3) バイオマス産業や液肥化等、農林業や地域産業、研究機関と連携した「資源循環と地域との関係」づくりを進めます。
- (4) 健全な市と市役所経営のために人口・財政フレーム及び経済産業ビジョン（仮称）を反映した上下水道基本計画を策定し、中長期的なビジョンを示します。特に、集合処理区域と個別処理区域の見直し等、下水道事業を見直します。
- (5) 環境の保全のため、下水道加入率の向上を図ります。

第 3 章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1.1 ごみ排出量等

1.1.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図3-1及び表3-1に示すとおりです。

ごみ総排出量はほぼ横ばいで推移しており、平成21年度は16,006t/年、平成25年度は16,105t/年となっています。

なお、平成22年度までは、コスモスクリーンセンターでは直接搬入ごみを事業系ごみとして計量していましたが、平成23年度から家庭系ごみと事業系ごみの区分を行うこととしました。したがって、平成23年度の家系系ごみの量は前年度よりも大幅に増加、事業系ごみの量は前年度よりも大幅に減少しています。

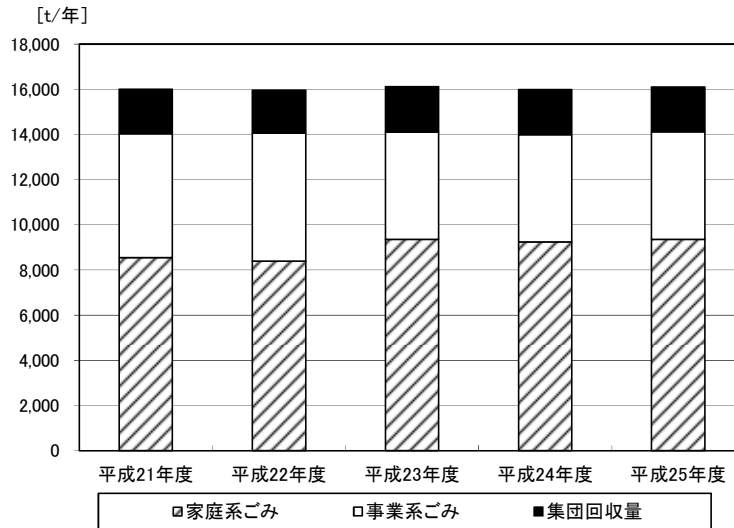


図 3-1 (1) ごみ総排出量の推移 (排出形態別)

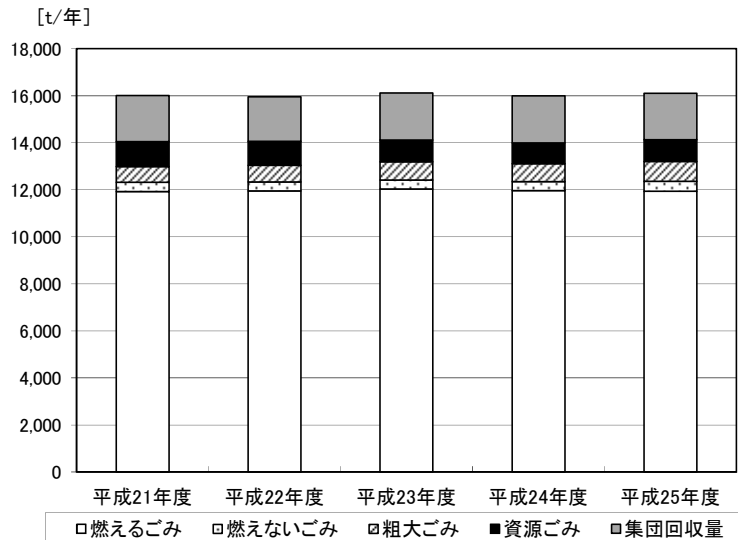


図 3-1 (2) ごみ総排出量の推移 (ごみ種別)

表 3-1 ごみ総排出量の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
行政区域内人口 [人]		51,710	51,181	50,550	49,950	49,341	
計画収集人口		51,710	51,181	50,550	49,950	49,341	
自家処理人口		0	0	0	0	0	
家庭系「t/年」	収集	燃えるごみ	6,416	6,240	6,302	6,260	6,206
		燃えないごみ	187	176	188	169	165
		資源ごみ	824	787	706	650	691
		粗大ごみ	94	93	83	82	88
		収集ごみ計	7,521	7,296	7,279	7,161	7,150
	直接搬入	燃えるごみ	653	695	1,296	1,286	1,358
		燃えないごみ	94	106	156	165	173
		資源ごみ	102	101	98	101	101
		粗大ごみ	187	205	537	531	569
	直接搬入ごみ計		1,036	1,107	2,087	2,083	2,201
	直接搬入 + 収集	燃えるごみ	7,069	6,935	7,598	7,546	7,564
		燃えないごみ	281	282	344	334	338
		資源ごみ	926	888	804	751	792
		粗大ごみ	281	298	620	613	657
家庭系ごみ計		8,557	8,403	9,366	9,244	9,351	
事業系「t/年」	収集	燃えるごみ	1,911	2,029	2,043	2,113	2,149
		燃えないごみ	3	11	13	19	24
		資源ごみ	41	46	46	53	52
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		収集ごみ計	1,955	2,086	2,102	2,185	2,225
	直接搬入	燃えるごみ	2,946	2,989	2,388	2,302	2,237
		燃えないごみ	110	89	34	33	51
		資源ごみ	85	79	73	80	78
		粗大ごみ	391	414	154	149	183
	直接搬入ごみ計		3,532	3,571	2,649	2,564	2,549
	直接搬入 + 収集	燃えるごみ	4,857	5,018	4,431	4,415	4,386
		燃えないごみ	113	100	47	52	75
		資源ごみ	126	125	119	133	130
		粗大ごみ	391	414	154	149	183
事業系ごみ計		5,487	5,657	4,751	4,749	4,774	
家庭系+事業系「t/年」	収集	燃えるごみ	8,327	8,269	8,345	8,373	8,355
		燃えないごみ	190	187	201	188	189
		資源ごみ	865	833	752	703	743
		粗大ごみ	94	93	83	82	88
		収集ごみ排出量	9,476	9,382	9,381	9,346	9,375
	直接搬入	燃えるごみ	3,599	3,684	3,684	3,588	3,595
		燃えないごみ	204	195	190	198	224
		資源ごみ	187	180	171	181	179
		粗大ごみ	578	619	691	680	752
	直接搬入ごみ計		4,568	4,678	4,736	4,647	4,750
	直接搬入 + 収集	燃えるごみ	11,926	11,953	12,029	11,961	11,950
		燃えないごみ	394	382	391	386	413
		資源ごみ	1,052	1,013	923	884	922
		粗大ごみ	672	712	774	762	840
家庭系+事業系ごみ計		14,044	14,060	14,117	13,993	14,125	
ごみ排出量 [t/年]		14,044	14,060	14,117	13,993	14,125	
集団回収量 [t/年]		1,962	1,897	1,999	2,000	1,980	
自家処理量 [t/年]		0	0	0	0	0	
ごみ総排出量（ごみ排出量+集団回収量+自家処理量） [t/年]		16,006	15,957	16,116	15,993	16,105	

1.1.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、図3-2に示すとおりです。

家庭系ごみの排出量は、平成23年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

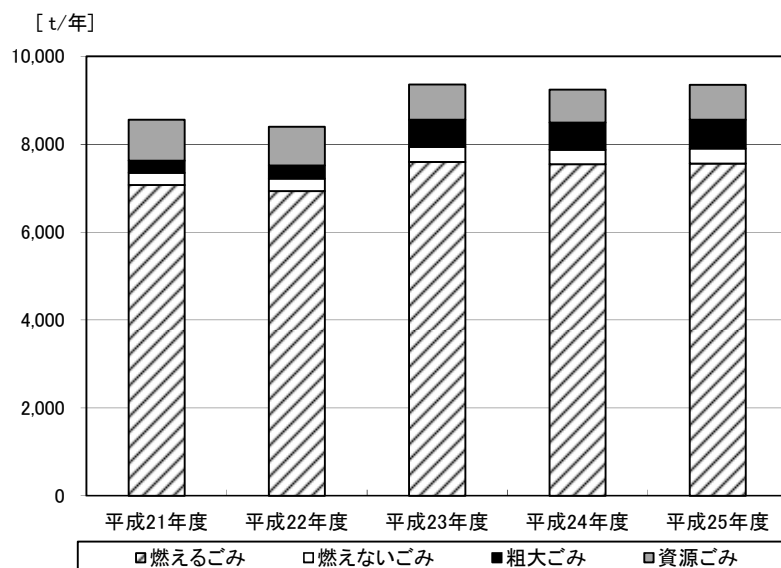


図3-2 家庭系ごみ排出量の推移

1.1.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図3-3に示すとおりです。

事業系ごみの排出量は、平成23年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

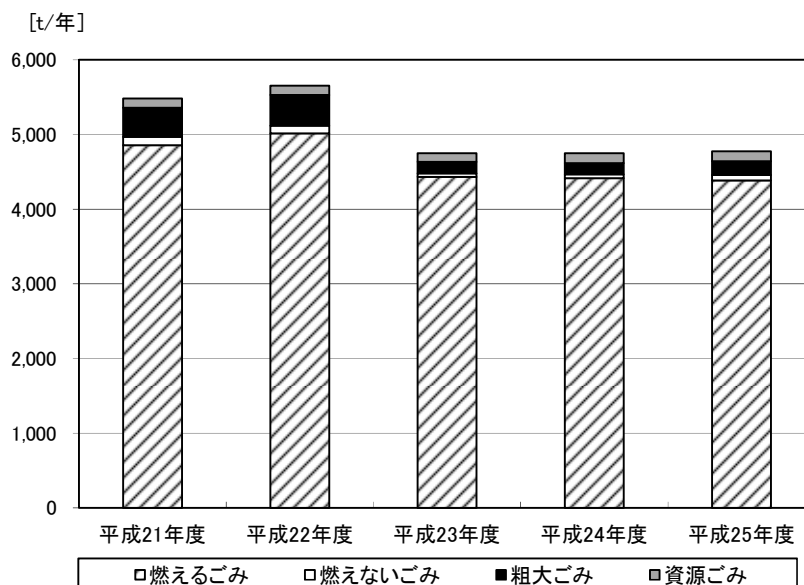


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

1.1.4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移は、図3-4及び表3-2に示すとおりです。
平成23年度以降、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は微増しています。

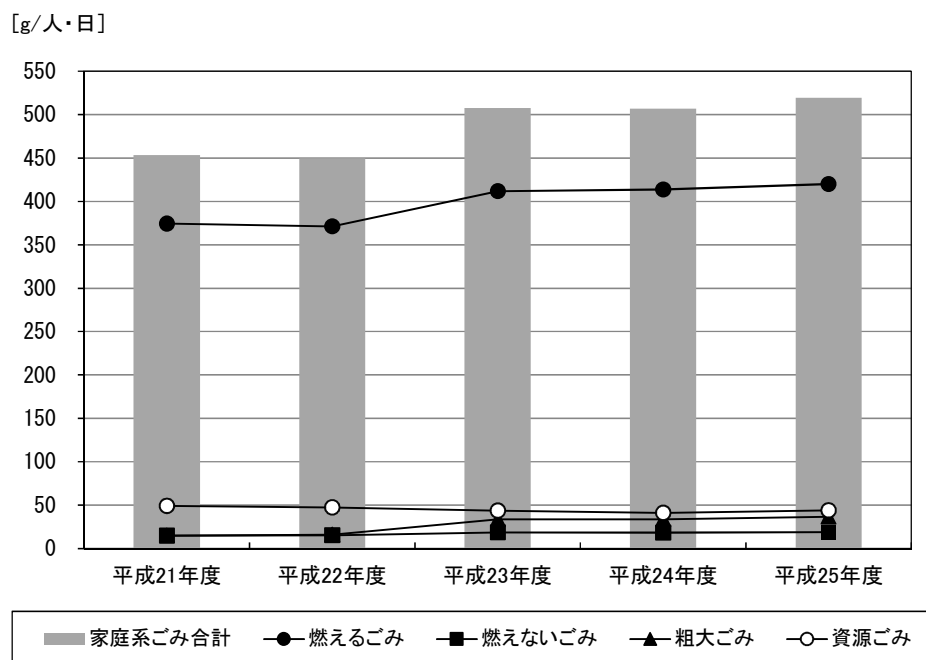


図3-4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

表3-2 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
燃えるごみ [g/人・日]	374.5	371.2	411.8	413.9	420.0
燃えないごみ [g/人・日]	14.9	15.1	18.6	18.3	18.8
粗大ごみ [g/人・日]	14.9	16.0	33.6	33.6	36.5
資源ごみ [g/人・日]	49.1	47.5	43.6	41.2	44.0
合計 [g/人・日]	453.4	449.8	507.6	507.0	519.3

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭から1人1日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]

$$= \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

1.1.5 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）と全国平均等との比較は、図3-5及び表3-3に示すとおりです。

本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）は402～475g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると少ない状況です。

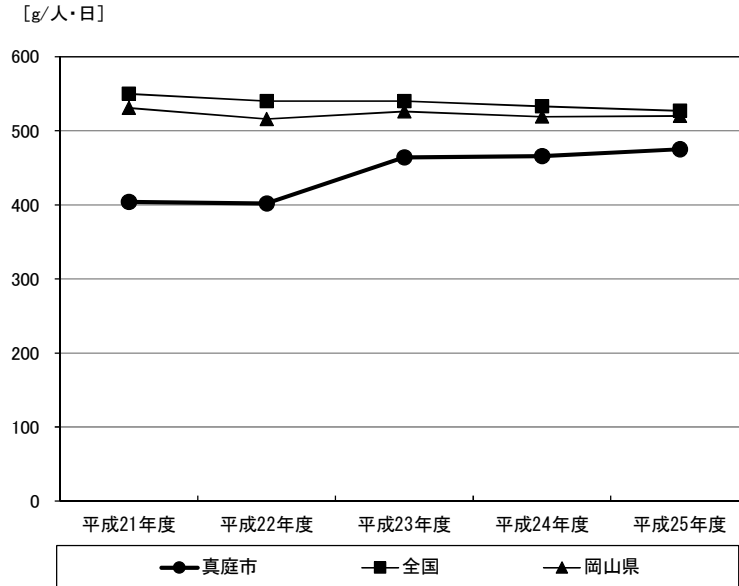


図 3-5 本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

表 3-3 本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
真庭市 [g/人・日]	404	402	464	466	475
全国平均 [g/人・日]	550	540	540	533	527
岡山県平均 [g/人・日]	531	516	526	519	520

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）

本市から1年間に排出される家庭系ごみの量（集団回収及び資源ごみを除く）を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く） [g/人・日]} \\
 & = (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} - \text{資源ごみ量 [t/年]}) \\
 & \quad \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [\text{日/年}]
 \end{aligned}$$

1.1.6 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は、図3-6及び表3-4に示すとおりです。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、平成23年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

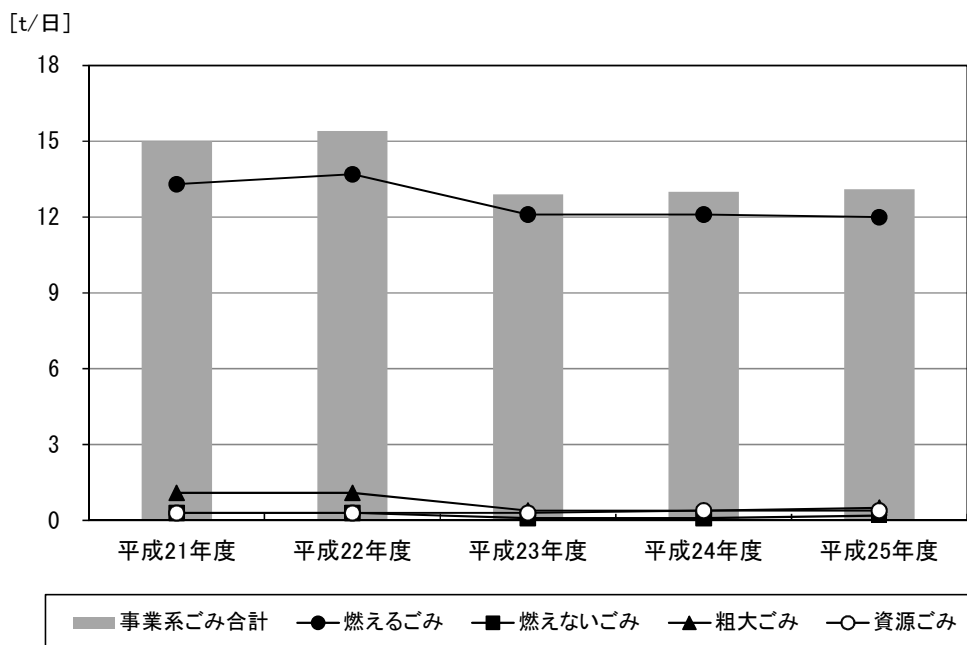


図3-6 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

表3-4 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
燃えるごみ [t/日]	13.3	13.7	12.1	12.1	12.0
燃えないごみ [t/日]	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2
粗大ごみ [t/日]	1.1	1.1	0.4	0.4	0.5
資源ごみ [t/日]	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
合計 [t/日]	15.0	15.4	12.9	13.0	13.1

◆1日あたりの事業系ごみ排出量

事業所から1日あたりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{1日あたりの事業系ごみ排出量 [t/日]} \\
 & = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]}
 \end{aligned}$$

1.1.7 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量と全国平均等との比較は、図3-7及び表3-5に示すとおりです。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は848～894g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると少ない状況です。しかし、全国平均は減少傾向にあるものの、本市の1人1日あたりのごみ排出量は増加傾向にあります。

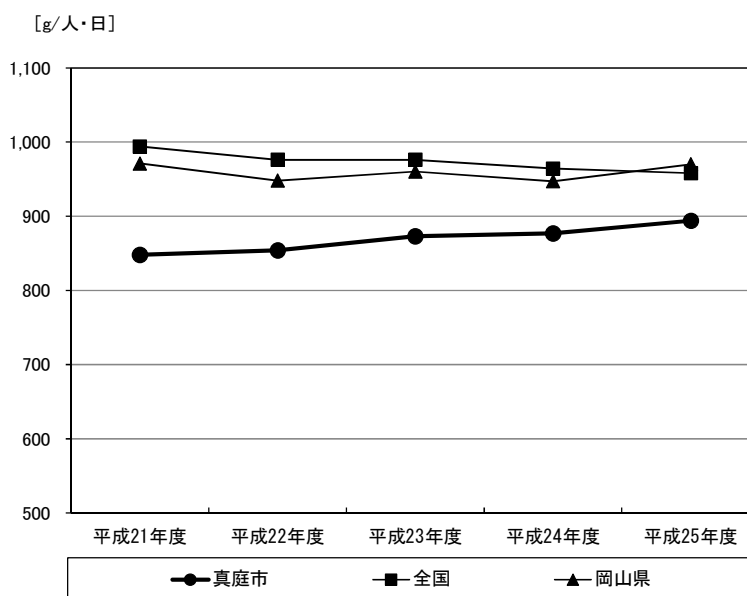


図3-7 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

表3-5 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
真庭市 [g/人・日]	848	854	873	877	894
全国平均 [g/人・日]	994	976	976	964	958
岡山県平均 [g/人・日]	971	948	960	947	970

◆1人1日あたりのごみ排出量

本市から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]

$$= (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} + \text{集団回収量 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

1.1.8 1人1日あたりのごみ排出量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、図3-8及び表3-6に示すとおりです。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、岡山県内の27市町村の中で11番目に多くなっています。

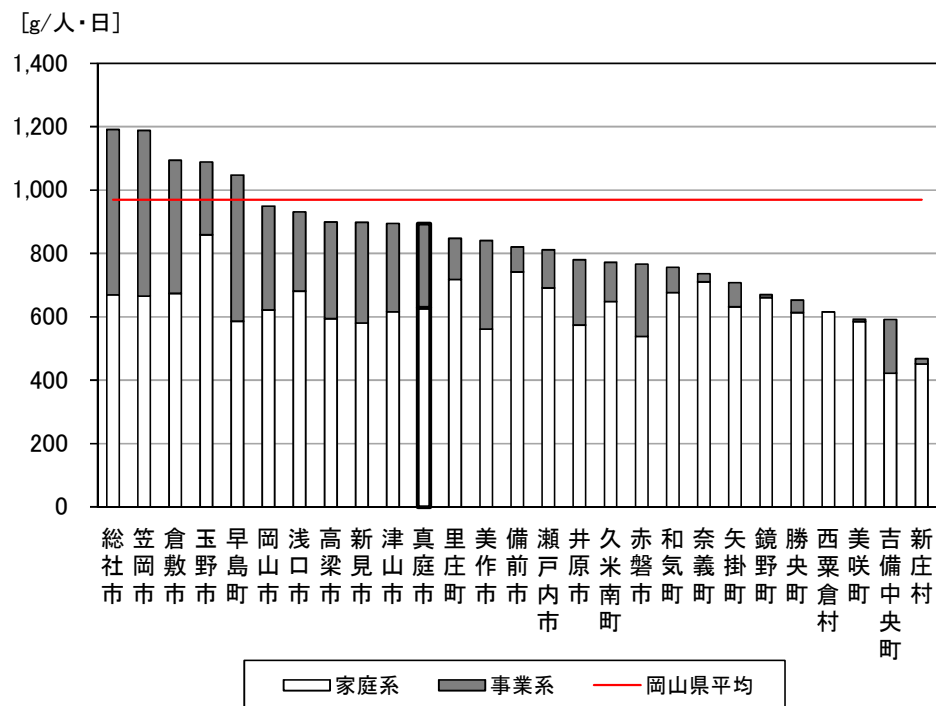


図 3-8 県内の自治体における 1 人 1 日あたりのごみ排出量

表 3-6 県内の自治体における 1 人 1 日あたりのごみ排出量

順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]
1	総社市	1,191	15	瀬戸内市	812
2	笠岡市	1,188	16	井原市	780
3	倉敷市	1,094	17	久米南町	772
4	玉野市	1,089	18	赤磐市	767
5	早島町	1,047	19	和気町	757
6	岡山市	950	20	奈義町	737
7	浅口市	931	21	矢掛町	708
8	高梁市	899	22	鏡野町	670
9	新見市	898	23	勝央町	653
10	津山市	894	24	西栗倉村	615
11	真庭市	894	25	美咲町	593
12	里庄町	848	26	吉備中央町	591
13	美作市	841	27	新庄村	468
14	備前市	821	-	県内平均値	970

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度）

1.2 ごみ処理の流れ

1.2.1 ごみ処理ブロック

本市では、表3-7の3つのごみ処理ブロック毎にごみ処理を行っています。各ごみ処理ブロックにおけるごみ処理施設の位置は図3-9のとおりです。

表 3-7 ごみ処理ブロック

美甘、湯原、中和、八束、川上	久世、勝山	北房、落合
真庭北部クリーンセンター 処理ブロック	クリーンセンターまにわ 処理ブロック	コスモスクリーンセンター 処理ブロック

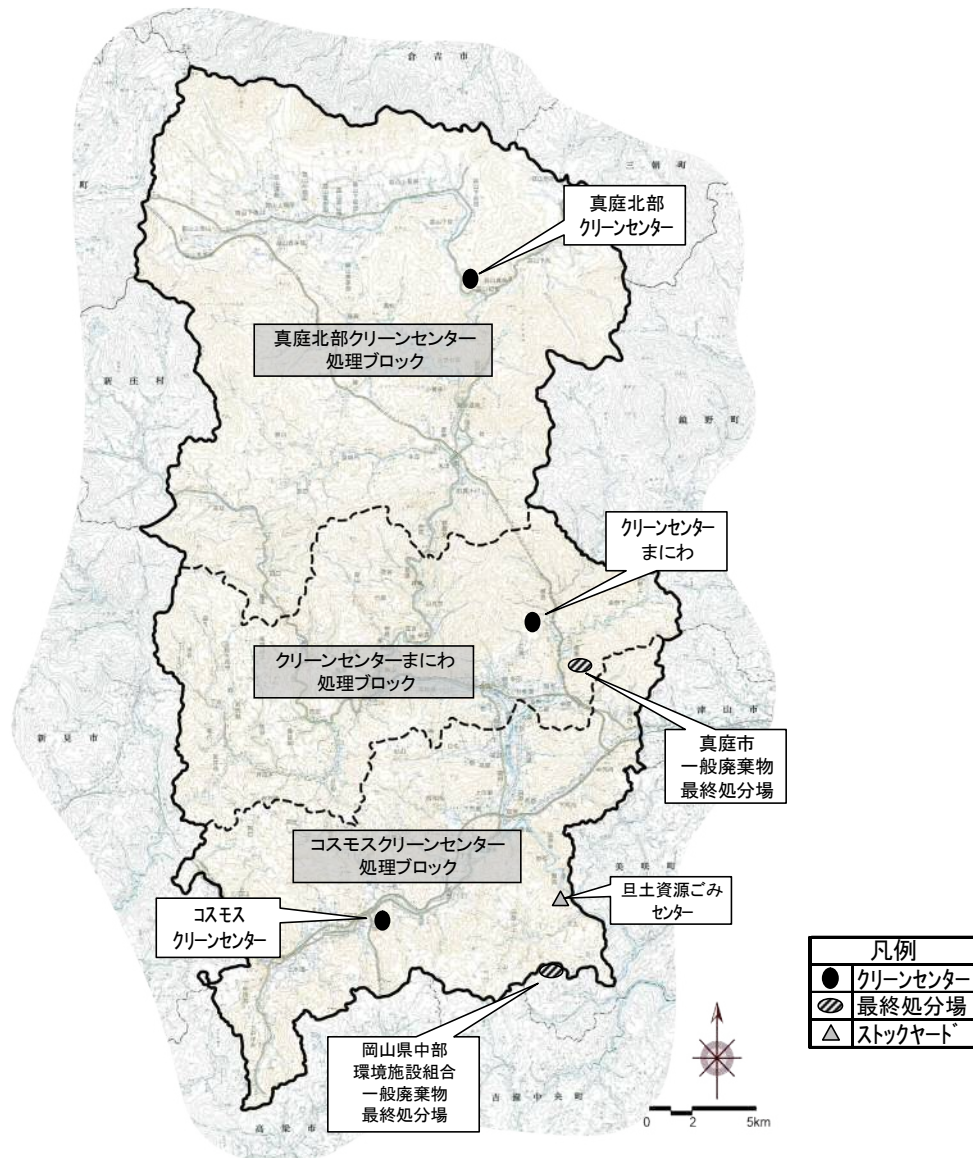


図 3-9 ごみ処理施設の位置図（平成 27 年度現在）

1.2.2 各処理ブロックでのごみ処理の流れ

(1) 真庭北部クリーンセンター処理ブロック

平成 27 年度現在のごみ処理の流れは、図 3-10 に示すとおりです。

燃えるごみは、焼却施設で焼却処理しています。焼却後に発生する焼却残渣はストックヤードに一時貯留し、県外の施設で焙焼した後、路盤材として再生利用しています。

燃えないごみのうち、金属類（小）及び蛍光管類はストックヤードに保管後、再生業者に引き渡しています。また、ガラス・陶磁器類はストックヤードに保管後、県外の最終処分場で埋立処分しています。

資源ごみについては選別・圧縮等を行い、資源化しています。

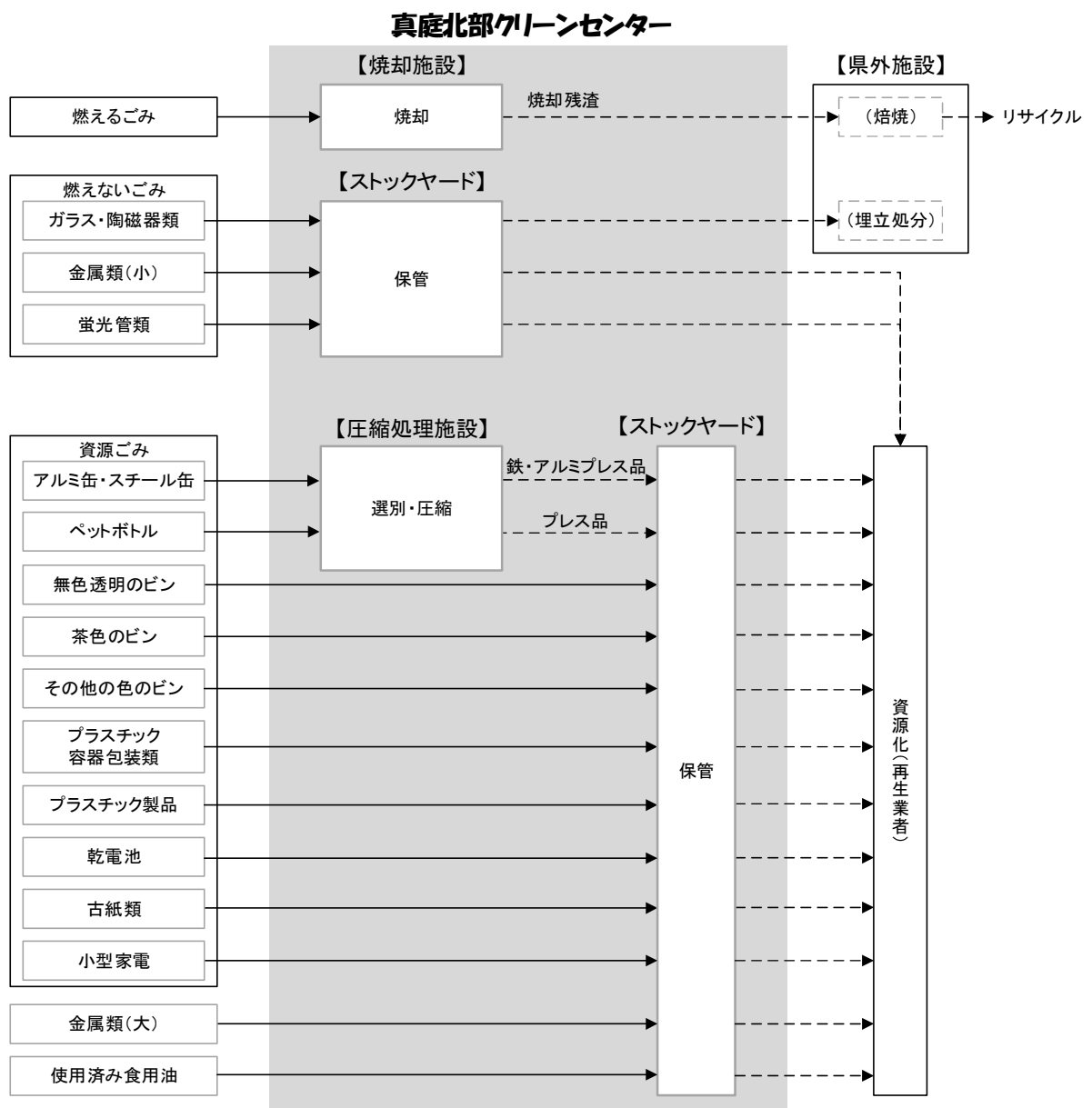


図 3-10 ごみ処理の流れ（真庭北部クリーンセンター処理ブロック）（平成 27 年度現在）

(2) クリーンセンターまにわ処理ブロック

平成 27 年度現在のごみ処理の流れは、図 3-11 に示すとおりです。

燃えるごみは、焼却施設で焼却処理し、焼却後に発生する焼却残渣は真庭市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

燃えないごみのうち、ガラス・陶磁器類及び金属類はリサイクルプラザで破碎・選別し、可燃残渣は焼却施設で焼却処理しています。また、鉄・アルミ及び蛍光管類は資源化、不燃残渣は真庭市一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等を行い、ストックヤードに保管後、再生業者に引き渡しています。また、リサイクルプラザではリユース品の展示と販売も行っています。

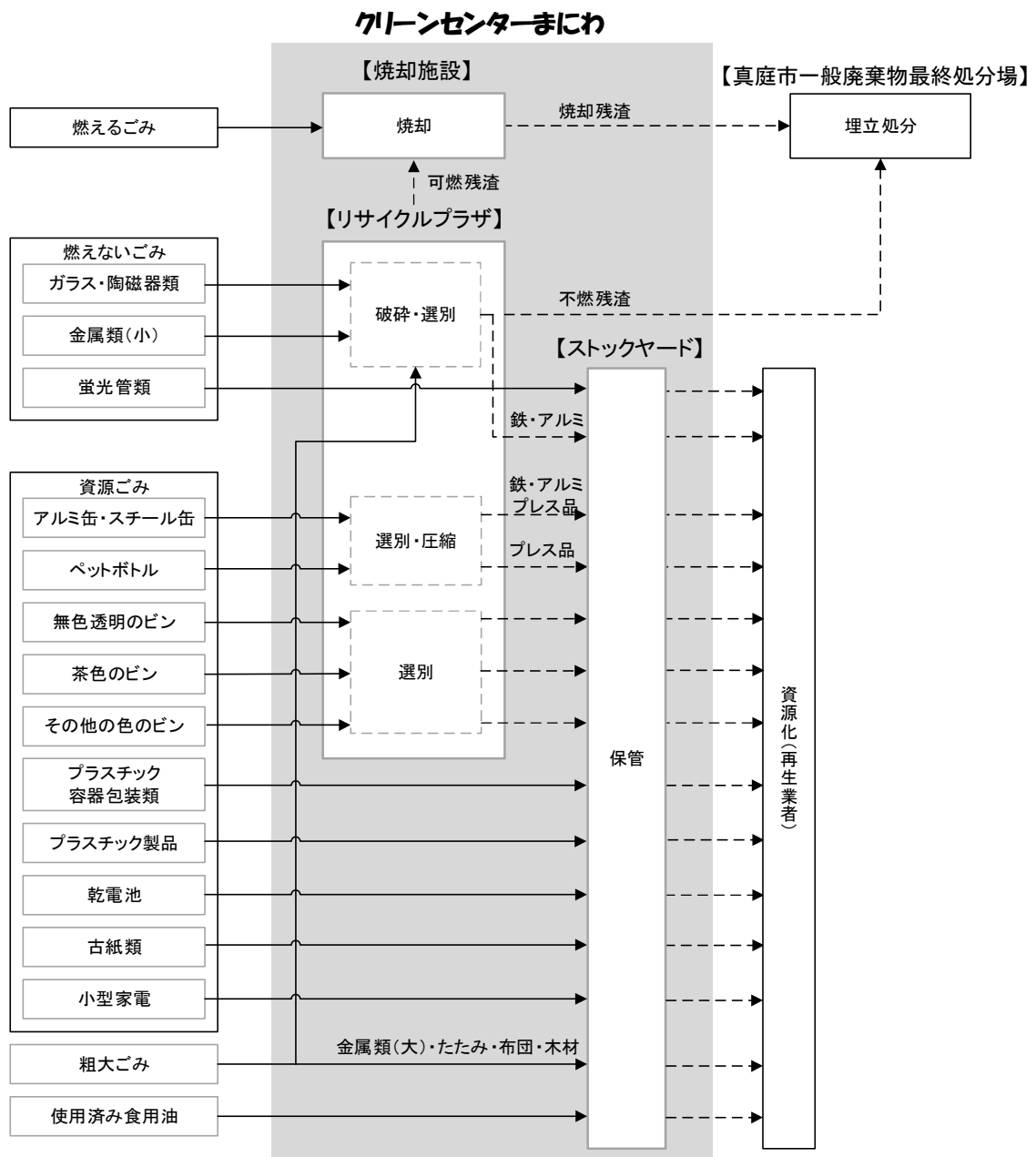


図 3-11 ごみ処理の流れ（クリーンセンターまにわ処理ブロック）（平成 27 年度現在）

(3) コスモスクリーンセンター処理ブロック

コスモスクリーンセンター処理ブロックでは、岡山県中部環境施設組合の処理施設で処理を行っています。平成27年度現在のごみ処理の流れは、図3-12に示すとおりです。

燃えるごみは、焼却施設で焼却処理し、焼却後に発生する焼却残渣は岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

燃えないごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、可燃残渣は焼却施設で焼却処理しています。また、鉄・アルミ及び蛍光管類は資源化し、不燃残渣は岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源ごみは、ストックヤードに保管後、再生業者に引き渡しています。

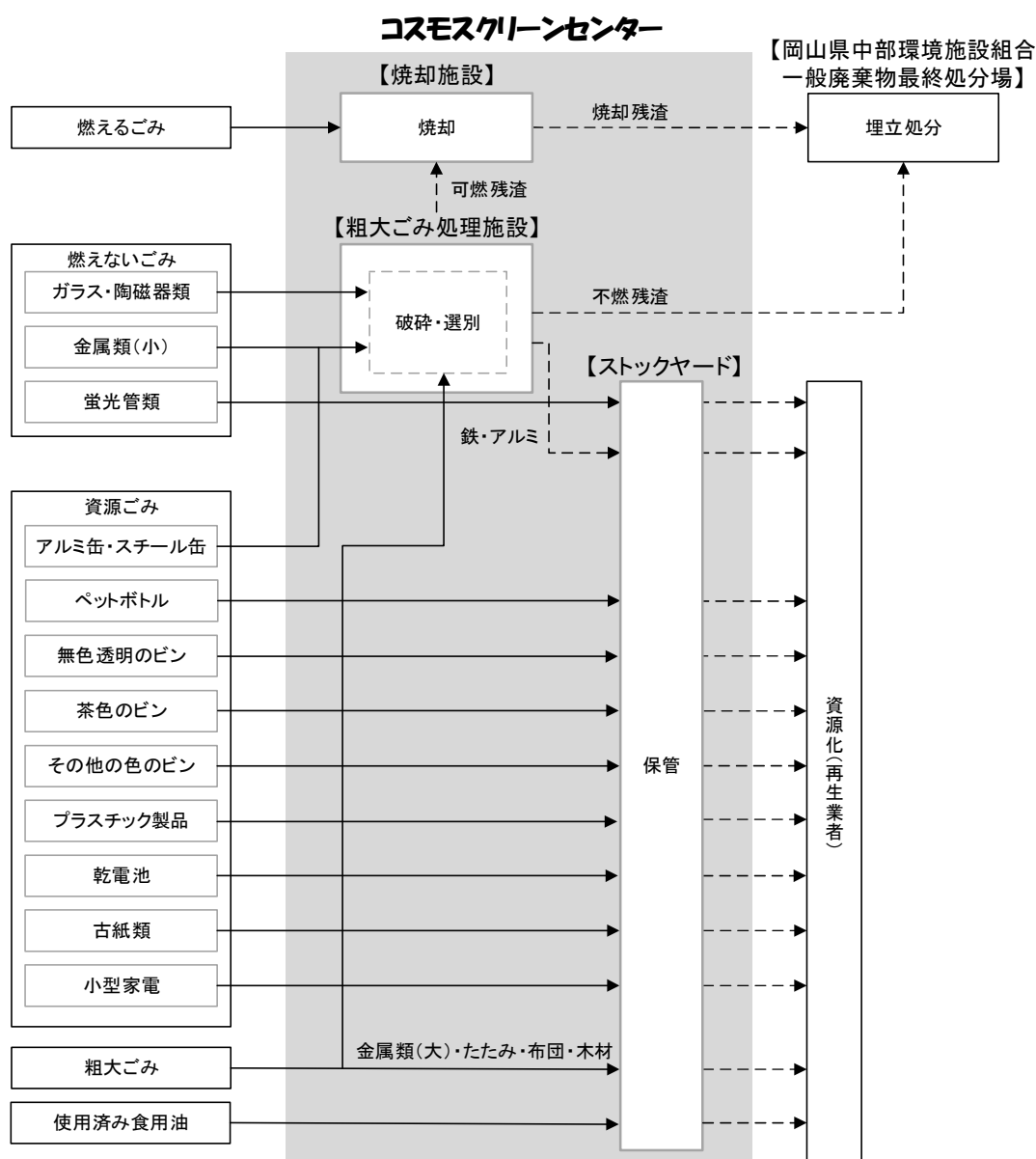


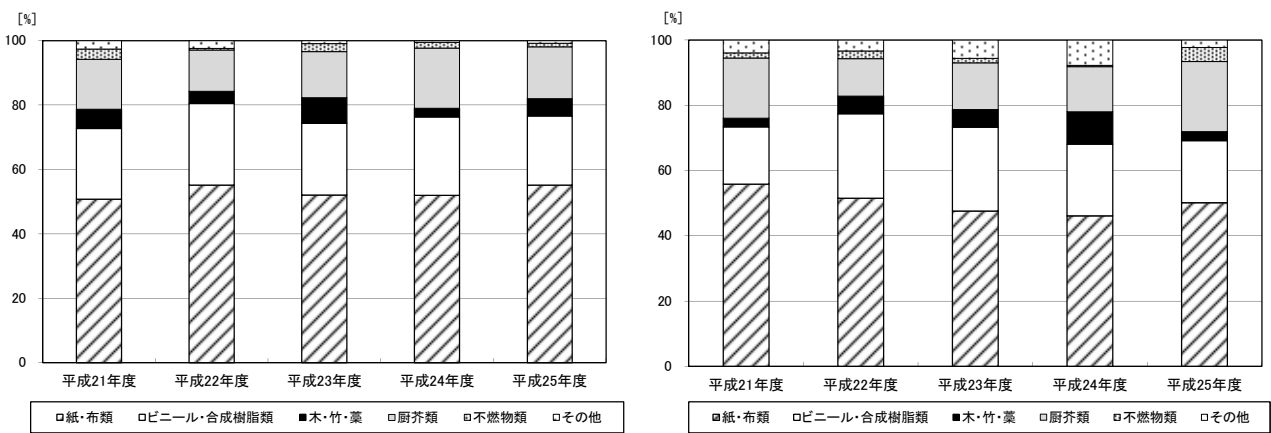
図 3-12 ごみ処理の流れ（コスモスクリーンセンター処理ブロック）（平成 27 年度現在）

1.3 燃やせるごみの性状

ごみ焼却施設におけるごみの性状の推移は、図 3-13～図 3-15 及び表 3-8 に示すとおりです。

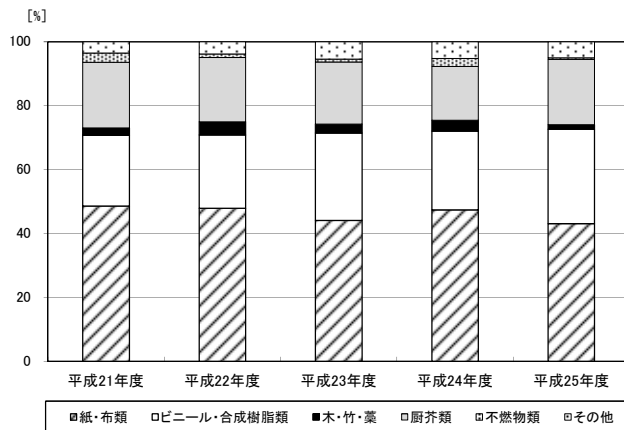
組成については、紙・布類が最も多く、43～56%程度を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂類が 18～30%程度、厨芥類が 12～22%程度と多く、平成 25 年度は、3 つの処理ブロックともこれらの 3 品目で 90%以上を占めています。

三成分については、水分が 43～55%程度、可燃分が 41～53%程度を占めています。また、低位発熱量は 6,300～10,200kJ/kg 程度となっています。



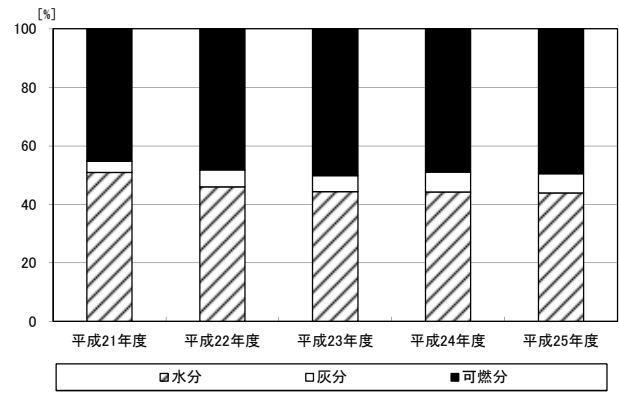
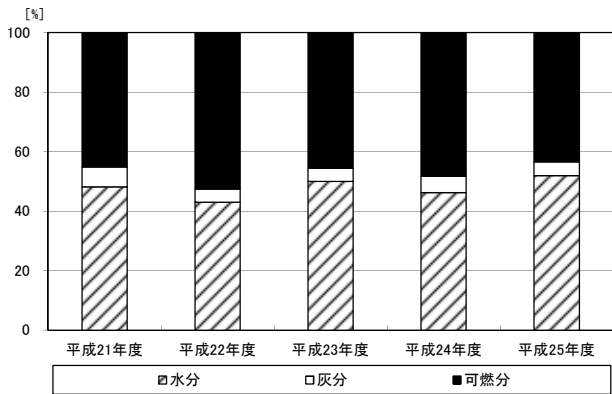
【真庭北部クリーンセンター】

【クリーンセンターまにわ】



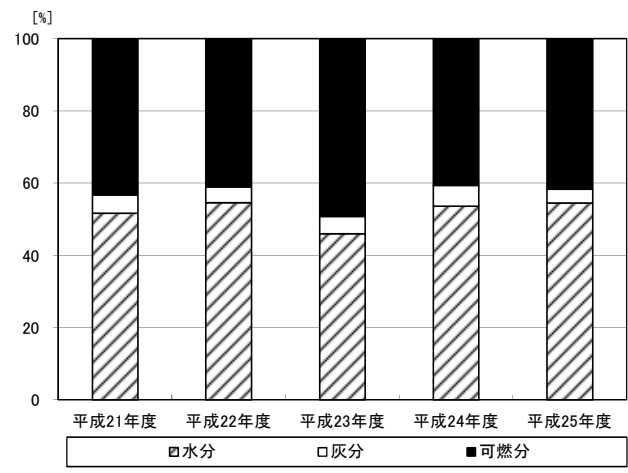
【コスモスクリーンセンター】

図 3-13 ごみ組成 (乾重量ベース) の推移



【真庭北部クリーンセンター】

【クリーンセンターまにわ】



【コスモスクリーンセンター】

図 3-14 三成分の推移

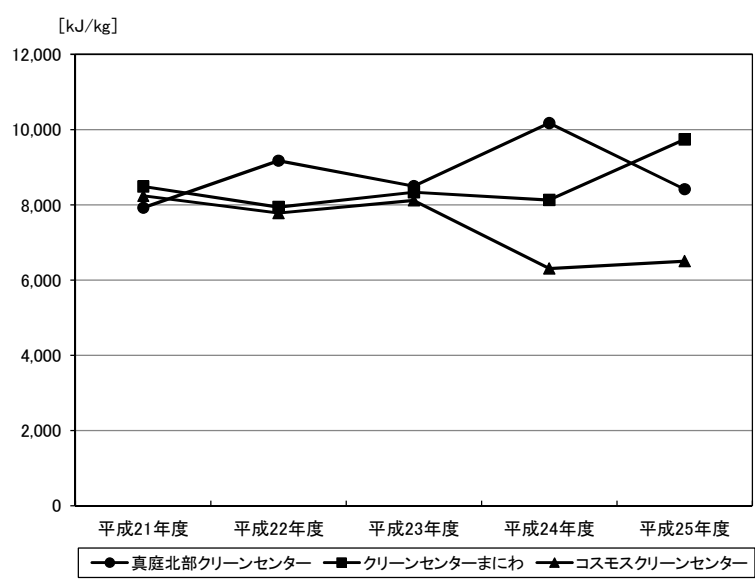


図 3-15 低位発熱量の推移

表 3-8 ごみ質分析結果

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
真庭北部クリーンセンター	種類組成 [%] (乾重量ベ ース)	紙・布類	50.7	55.1	52.1	52.0	55.1
		ビニール・合成樹脂	22.0	25.4	22.2	24.3	21.5
		木・竹・藁	6.0	3.8	7.9	2.7	5.4
		厨芥類	15.5	12.8	14.4	18.7	16.0
		不燃物類	3.2	0.5	2.5	1.8	1.2
		その他	2.6	2.4	0.9	0.5	0.8
	三成分 [%]	水分	48.2	43.0	50.0	46.2	52.0
		灰分	6.6	4.4	4.4	5.5	4.6
		可燃分	45.2	52.6	45.6	48.3	43.4
	低位発熱量 [kJ/kg]		7,920	9,173	8,500	10,173	8,413
クリーンセンターまにわ	種類組成 [%] (乾重量ベ ース)	紙・布類	55.8	51.5	47.6	46.1	50.1
		ビニール・合成樹脂	17.6	25.9	25.7	22.0	19.1
		木・竹・藁	2.7	5.4	5.4	9.9	2.7
		厨芥類	18.4	11.5	14.3	13.9	21.5
		不燃物類	1.6	2.4	1.4	0.4	4.4
		その他	3.9	3.3	5.6	7.7	2.2
	三成分 [%]	水分	50.9	45.9	44.3	44.2	43.9
		灰分	3.9	5.8	5.5	6.8	6.6
		可燃分	45.2	48.3	50.2	49.0	49.5
	低位発熱量 [kJ/kg]		8,488	7,940	8,333	8,130	9,735
コスモスクリーンセンター	種類組成 [%] (乾重量ベ ース)	紙・布類	48.6	47.9	44.1	47.4	43.1
		ビニール・合成樹脂	22.2	23.0	27.3	24.7	29.5
		木・竹・藁	2.2	4.0	2.8	3.3	1.4
		厨芥類	20.5	20.2	19.5	16.8	20.5
		不燃物類	3.0	1.1	0.9	2.5	0.5
		その他	3.5	3.8	5.4	5.3	5.0
	三成分 [%]	水分	51.7	54.6	46.0	53.6	54.5
		灰分	5.0	4.3	4.8	5.8	3.8
		可燃分	43.3	41.1	49.2	40.6	41.7
	低位発熱量 [kJ/kg]		8,240	7,780	8,115	6,310	6,500

注) 各年度の分析結果の平均値を記載

1.4 資源化の現状

1.4.1 集団回収量

本市では、ごみの減量及び資源化を図るため、「真庭市資源回収推進団体等報奨金交付規程」に基づいて市民団体等が行う資源ごみの回収活動に対して、表3-10に示すとおり交付を行っています。これらの回収量の推移は、図3-16及び表3-9に示すとおりです。

集団回収量は、ほぼ横ばいで推移しています。内訳をみると、紙類が全体の80%程度を占めています。

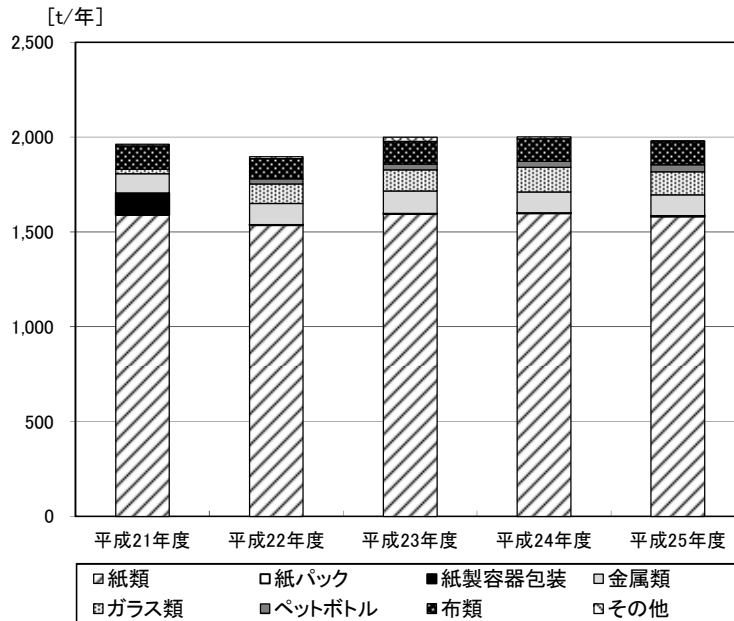


図 3-16 集団回収量の推移

表 3-9 集団回収量の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙類 [t/年]	1,591	1,536	1,596	1,597	1,582
紙パック [t/年]	2	2	2	4	3
紙製容器包装 [t/年]	113	0	0	0	0
金属類 [t/年]	101	112	117	111	111
ガラス類 [t/年]	24	104	112	128	122
ペットボトル [t/年]	0	26	31	33	36
布類 [t/年]	123	108	120	118	124
その他 [t/年]	8	9	21	9	2
合計 [t/年]	1,962	1,897	1,999	2,000	1,980

表 3-10 資源回収推進団体等報奨金の補助内容（平成 27 年度現在）

対象者	市内に活動拠点があり、地元へ貢献する性格をもち、かつ非営利目的で活動を行う団体
交付額	協力団体：対象品目 1kg 当たり 5 円 回収業者：対象品目 1kg 当たり 2 円 ビン類は市長が指示した場所に協力団体が搬入する場合には 1kg あたり 10 円

1.4.2 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図3-17及び表3-11に示すとおりです。

リサイクル率は全体的には増加傾向にあり、平成25年度は25.1%となっています。

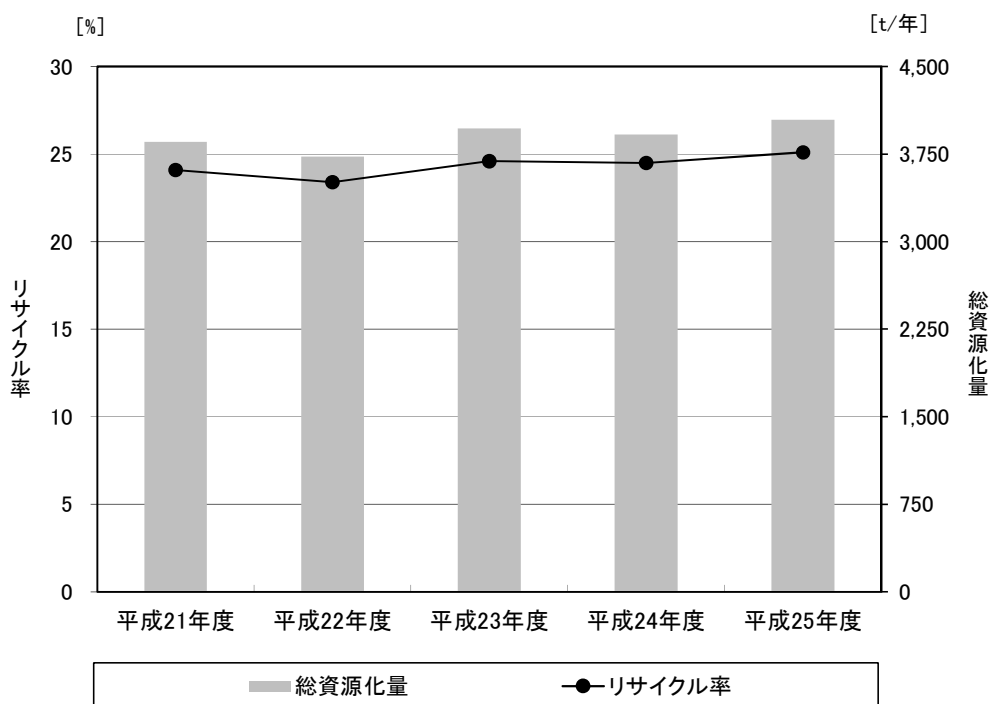


図 3-17 リサイクル率等の推移

表 3-11 リサイクル率等の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	16,006	15,957	16,116	15,993	16,105
(b) 総資源化量 [t/年]	3,854	3,730	3,970	3,919	4,042
処理後再生利用量	1,424	1,372	1,528	1,503	1,656
焼却残渣の資源化	198	204	202	196	258
粗大ごみ処理施設	501	399	328	338	378
資源化施設（リサイクルプラザ等）	725	696	724	682	671
ごみ燃料化施設（民間）	0	73	274	287	349
直接資源化量	468	461	443	416	406
集団回収量	1,962	1,897	1,999	2,000	1,980
(c) リサイクル率 R [%] ((b) ÷ (a)) × 100)	24.1	23.4	24.6	24.5	25.1

1.4.3 県内の自治体との比較

県内の自治体におけるリサイクル率は、図3-18及び表3-12に示すとおりです。
本市のリサイクル率は、岡山県内の27市町村の中で7番目に高くなっています。

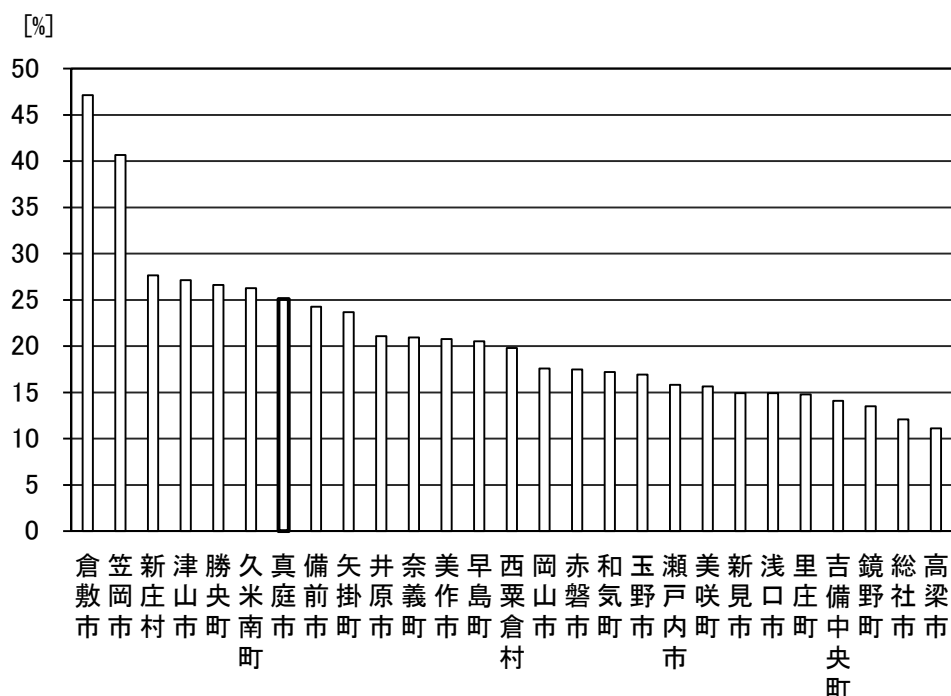


図 3-18 県内の自治体におけるリサイクル率

表 3-12 県内の自治体におけるリサイクル率

順位	自治体名	リサイクル率 [%]	順位	自治体名	リサイクル率 [%]
1	倉敷市	47.1	15	岡山市	17.6
2	笠岡市	40.7	16	赤磐市	17.5
3	新庄村	27.6	17	和気町	17.2
4	津山市	27.1	18	玉野市	16.9
5	勝中央町	26.6	19	瀬戸内市	15.8
6	久米南町	26.3	20	美咲町	15.6
7	真庭市	25.1	21	新見市	14.9
8	備前市	24.3	22	浅口市	14.9
9	矢掛町	23.7	23	里庄町	14.8
10	井原市	21.1	24	吉備中央町	14.1
11	奈義町	20.9	25	鏡野町	13.5
12	美作市	20.8	26	総社市	12.1
13	早島町	20.5	27	高梁市	11.1
14	西栗倉村	19.8	-	県内平均値	27.1

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度）

1.5 収集運搬の現状

収集品目の概要は表 3-13、収集しないごみは表 3-14 に示すとおりです。

本市では 16 品目の分別収集（委託収集）を行っています。

表 3-13 収集品目の概要（平成 27 年度現在）

区 分		収集方法	収集頻度
燃えるごみ		燃えるごみ用袋 (30 円/20L、50 円/45L)	週 2 回
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	燃えないごみ用指定袋 (30 円/20L、50 円/45L)	月 1 回
	蛍光管類		月 1～2 回
	金属類（小）		
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	資源ごみ用袋 (10 円/20L、20 円/45L)	月 2 回
	無色透明のビン		
	茶色のビン		
	その他の色のビン		
	ペットボトル	資源ごみ用袋	月 1～2 回
	プラスチック容器包装類	(10 円/20L、20 円/45L)	月 2～3 回
	プラスチック製品（プラマーク無し）	プラスチック・ペットボトル専用袋 (30 円/70L)	月 1～2 回
	小型家電	資源ごみ用袋 (10 円/20L、20 円/45L)	
	乾電池	乾電池用の袋等（無料）	
古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック、雑がみ）	ひも（無料）		
粗大ごみ（布団・家具類、金属類（大）） ※北部は金属類（大）のみ		粗大用札（50 円/札）	月 1 回
使用済み食用油		ペットボトル等（無料）	年 2～3 回

表 3-14 収集しないごみ（平成 27 年度現在）

<p>◎家電リサイクル法対象 4 品目（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）</p> <p>◎その他 産業廃棄物、タイヤ、バッテリー、建築廃材、ガスボンベ、鋭利な医療廃棄物、バイク、FRP 製品、ブロック、コンクリート、レンガ、ペンキ、農薬、自動車、消火器、一度に大量なごみ</p>
--

1.6 中間処理の現状

1.6.1 処理施設

中間処理施設の概要は、表3-15に示すとおりです。

本市には3つの中間処理施設があり、それぞれの施設において、燃えるごみの焼却処理や燃えないごみ及び資源ごみの破碎・選別処理等を行っています。

最も古い真庭北部クリーンセンターは供用開始の平成3年度から24年が経過しています。最も新しいクリーンセンターまにわは供用開始の平成11年度から16年が経過しています。コスモスクリーンセンターは供用開始の平成6年度から21年が経過しています。

表 3-15 (1) 中間処理施設の概要

		概 要
名称	真庭北部クリーンセンター (ごみ焼却施設、圧縮処理施設)	
所在地	真庭市蒜山初和 592-1	
事業主体	真庭市	
施設構成	焼却施設	【処理能力】20t/日(10t/8h×2 炉) 【処理方式】機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 【処理対象物】燃えるごみ
	圧縮処理施設	【処理能力】4t/日 【処理方式】選別・圧縮 【処理対象物】資源ごみ(缶・ペットボトル)
	ストックヤード	【受入対象物】資源ごみ、金属類(大)、使用済み食用油
供用開始年度	平成3年度	
名称	クリーンセンターまにわ (ごみ焼却施設、リサイクルプラザ)	
所在地	真庭市樫西 290	
事業主体	真庭市	
施設構成	焼却施設	【処理能力】30t/日(15t/8h×2 炉) 【処理方式】機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 【処理対象物】燃えるごみ
	リサイクルプラザ	【処理能力】11t/日 【処理方式】破碎・選別・圧縮 【処理対象物】燃えないごみ、資源ごみ(缶・ペットボトル・ビン)、粗大ごみ
	ストックヤード	【受入対象物】資源ごみ、粗大ごみ、使用済み食用油
供用開始年度	平成11年度	

表 3-15 (2) 中間処理施設の概要 (つづき)

		概 要
名称	コスモスクリーンセンター (ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設)	
所在地	真庭市宮地 631-3	
事業主体	岡山県中部環境施設組合	
施設構成	焼却施設	【処理能力】30t/日 (15t/8h×2 炉) 【処理方式】機械化バッチ燃焼式ストーカ炉 【処理対象物】燃えるごみ
	粗大ごみ処理施設	【処理能力】10t/日 【処理方式】破碎・選別 【処理対象物】燃えないごみ
	ストックヤード	【受入対象物】資源ごみ、粗大ごみ、使用済み食用油
供用開始年度	平成 6 年度	

1.6.2 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図3-19及び表3-16に示すとおりです。

焼却処理量及び残渣発生率はほぼ横ばいで推移しています。また、焼却残渣のうち、200～260 t /年程度は焙焼により資源化しています。

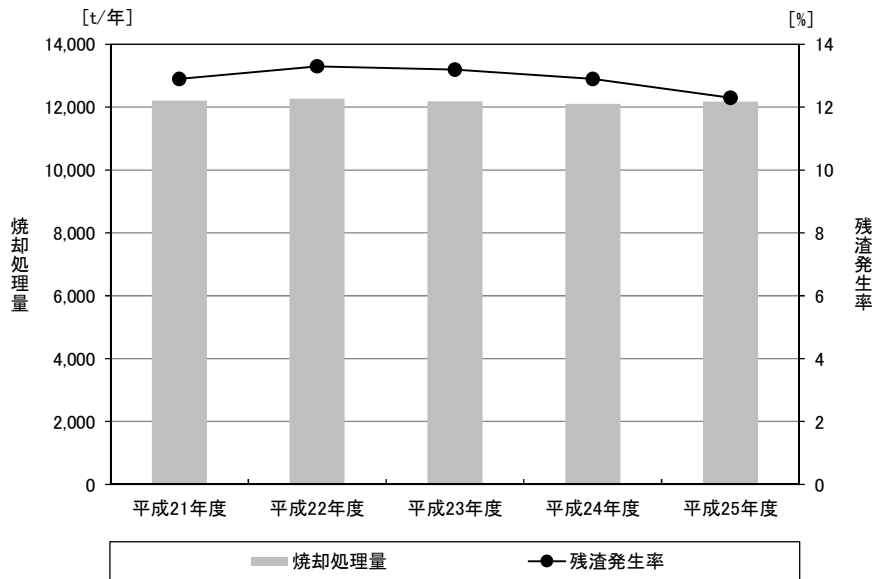


図 3-19 焼却処理量等の推移

表 3-16 焼却処理量等の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
焼却処理量 [t/年]	12,201	12,261	12,184	12,101	12,172
残渣発生量 [t/年]	1,577	1,632	1,611	1,555	1,500
最終処分量	1,379	1,428	1,409	1,359	1,242
資源化量	198	204	202	196	258
残渣発生率 [%]	12.9	13.3	13.2	12.9	12.3

1.6.3 焼却処理以外の中間処理量等

粗大ごみ処理施設、資源化施設（リサイクルプラザ等）及びごみ燃料化施設における処理量等の推移は、図3-20及び表3-17に示すとおりです。

処理量、処理後再生利用量及び粗大可燃物量は増加傾向、破碎不燃物量は減少傾向にあります。

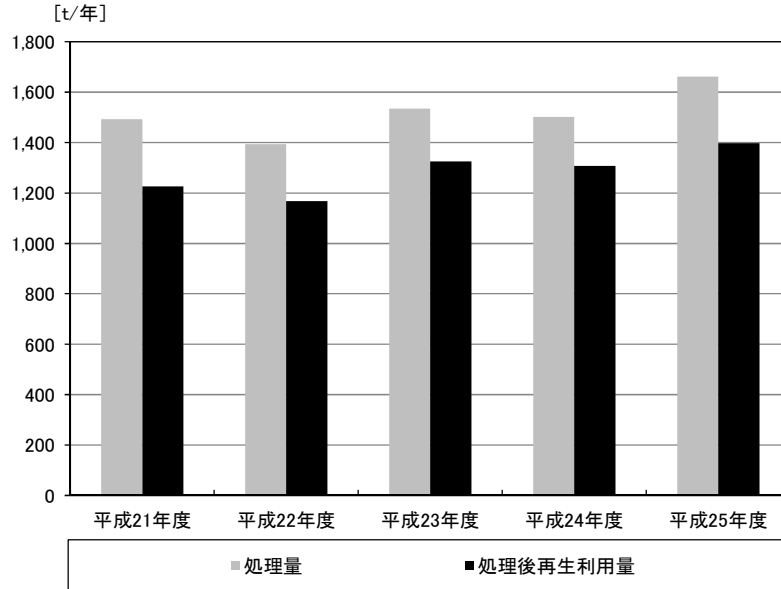


図 3-20 粗大ごみ処理施設及び資源化施設における処理量等の推移

表 3-17 粗大ごみ処理施設及び資源化施設における処理量等の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	768	625	537	532	642
	処理後再生利用量	501	399	328	338	378
	粗大可燃物量	143	172	153	140	222
	破碎不燃物量	124	54	56	54	42
資源化 施設 [t/年]	処理量	725	696	724	682	671
	処理後再生利用量	725	696	724	682	671
	粗大可燃物量	—	—	—	—	—
	破碎不燃物量	—	—	—	—	—
ごみ燃料 化施設 (民間) [t/年]	処理量	—	73	274	287	349
	処理後再生利用量	—	73	274	287	349
	粗大可燃物量	—	—	—	—	—
	破碎不燃物量	—	—	—	—	—
合計 [t/年]	処理量	1,493	1,394	1,535	1,501	1,662
	処理後再生利用量	1,226	1,168	1,326	1,307	1,398
	粗大可燃物量	143	172	153	140	222
	破碎不燃物量	124	54	56	54	42

1.7 最終処分の現状

1.7.1 処理施設

一般廃棄物最終処分場の概要は、表3-18に示すとおりです。

市内にはクリーンセンターまにわで発生する処理残渣を埋立処分する真庭市一般廃棄物最終処分場、本市に隣接する美咲町にはコスモスクリーンセンターで発生する処理残渣を埋立処分する岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場があります。

平成25年度末における埋立率は真庭市一般廃棄物最終処分場が約61%、岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場が約88%となっています。

表 3-18 一般廃棄物最終処分場の概要

		概 要
クリーンセンターまにわ 処理ブロック	名称	真庭市一般廃棄物最終処分場
	所在地	真庭市目木
	事業主体	真庭市
	処理物	焼却残渣、破碎残渣
	埋立構造等	準好気性埋立構造セル方式
	埋立容量	27,000m ³
	残余容量	10,436m ³ （平成 25 年度末現在）
	埋立開始年度	平成 11 年度
コスモスクリーンセンター 処理ブロック	名称	岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場
	所在地	美咲町江与味 3353
	事業主体	岡山県中部環境施設組合
	処理物	焼却残渣、破碎残渣
	埋立構造等	準好気性埋立構造セル方式
	埋立容量	24,500m ³
	残余容量	2,940m ³ （平成 25 年度末現在）
	埋立開始年度	平成 14 年度

1.7.2 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図3-21及び表3-19に示すとおりです。

最終処分量及び最終処分率は、減少傾向にあります。

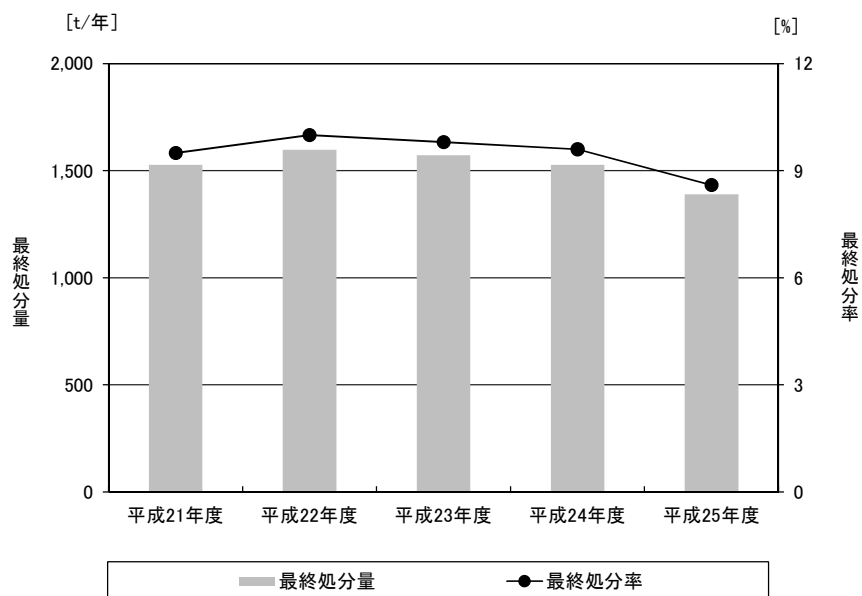


図 3-21 最終処分量等の推移

表 3-19 最終処分量等の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(a)ごみ総排出量 [t/年]	16,006	15,957	16,116	15,993	16,105
(b)最終処分量 [t/年]	1,528	1,598	1,573	1,528	1,391
焼却残渣	1,379	1,428	1,409	1,359	1,242
破碎不燃物	124	54	56	54	42
その他の施設で発生する残渣	25	116	108	115	107
(c)最終処分率 [%] ((b)÷(a)×100)	9.5	10.0	9.8	9.6	8.6

1.7.3 県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量は、図3-22及び表3-20に示すとおりです。

本市の1人1日あたりの最終処分量は、岡山県内の27市町村の中で12番目に多くなっています。

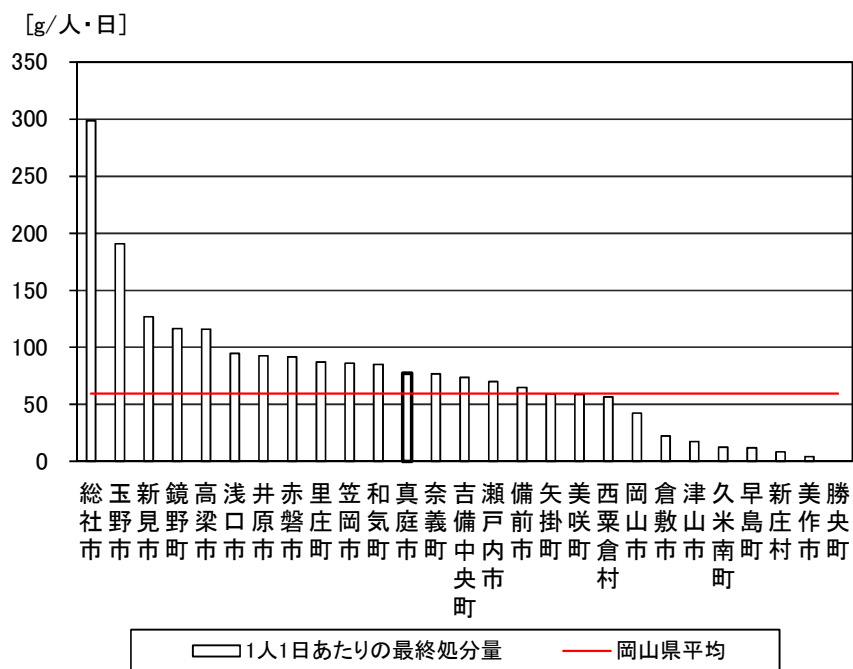


図3-22 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

表3-20 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]
1	総社市	298.6	15	瀬戸内市	70.1
2	玉野市	190.8	16	備前市	64.8
3	新見市	126.8	17	矢掛町	59.0
4	鏡野町	116.5	18	美咲町	58.7
5	高梁市	116.0	19	西栗倉村	56.6
6	浅口市	94.7	20	岡山市	42.4
7	井原市	92.6	21	倉敷市	22.2
8	赤磐市	91.6	22	津山市	17.5
9	里庄町	87.3	23	久米南町	12.5
10	笠岡市	86.0	24	早島町	11.9
11	和気町	85.1	25	新庄村	8.3
12	真庭市	77.2	26	美作市	4.3
13	奈義町	76.7	27	勝中央町	0.0
14	吉備中央町	73.7	-	県内平均値	59.4

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成25年度）

1.8 ごみ処理経費の現状

1.8.1 ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図3-23及び表3-21に示すとおりです。

ごみ処理経費は年間約6億円～8億円となっています。

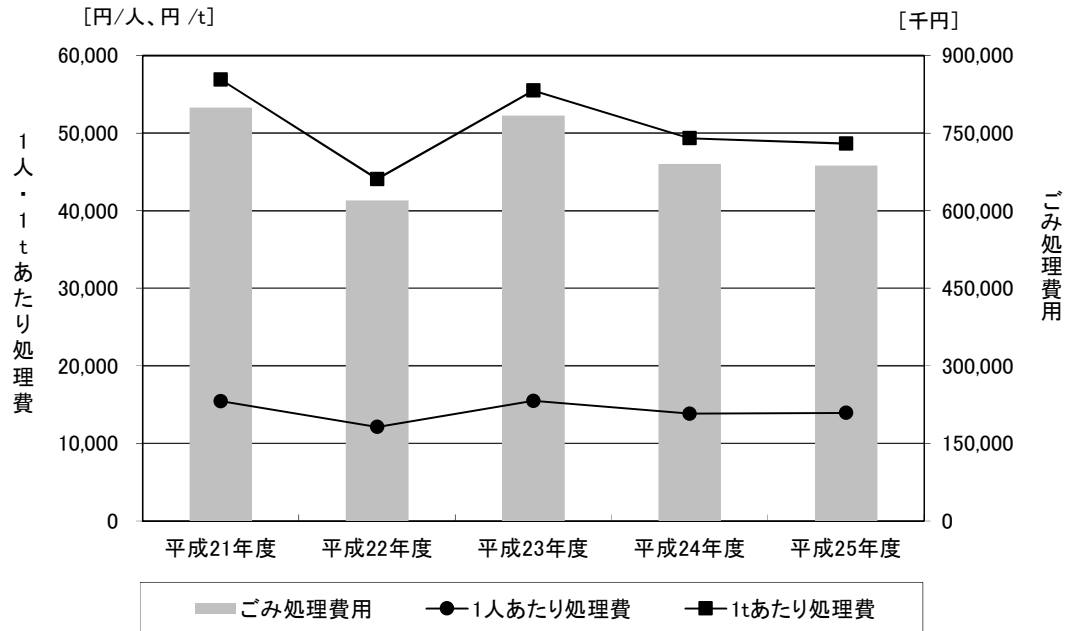


図 3-23 ごみ処理経費の推移

表 3-21 ごみ処理経費の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度			
ごみ処理費用 (千円)	建設・改良費	工事費							
		収集運搬施設	0	0	0	0	0		
		中間処理施設	69,161	0	0	0	0		
		最終処分場	21,725	0	31,196	12,000	39,605		
		その他	0	0	0	0	0		
		調査費	0	0	0	0	0		
		(組合分担金)	0	0	0	0	0		
	小計	90,886	0	31,196	12,000	39,605			
	分担金除く	90,886	0	31,196	12,000	39,605			
	処理及び維持管理費	人件費	一般職	44,835	45,339	44,019	46,252	45,649	
			処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
				中間処理費	78,675	74,776	78,381	80,588	85,834
				最終処分費	6,964	7,406	7,714	7,840	8,012
		処理費	収集運搬費	1,507	1,183	964	904	223	
			中間処理費	211,794	144,787	207,235	147,673	142,929	
			最終処分費	4,361	5,507	6,131	6,350	6,681	
			車両等購入費	18,395	0	7,733	0	0	
		委託費	収集運搬費	95,511	90,140	89,970	65,582	67,291	
			中間処理費	33,548	34,566	36,600	36,502	38,471	
			最終処分費	3,734	5,812	3,922	12,201	4,136	
			その他	4,565	0	0	0	0	
		(組合分担金)	204,311	204,003	263,534	268,655	241,777		
		調査研究費	0	0	0	0	0		
		小計	708,200	613,519	746,203	672,547	641,003		
		分担金除く	503,889	409,516	482,669	403,892	399,226		
		その他	0	6,106	5,936	5,948	6,189		
	(a)合計	799,086	619,625	783,335	690,495	686,797			
分担金除く	594,775	415,622	519,801	421,840	445,020				
(b)計画収集人口 [人]	51,710	51,181	50,550	49,950	49,341				
(c)ごみ排出量 (集団回収量は含まない) [t/年]	14,044	14,060	14,117	13,993	14,125				
(d)1人あたり処理費 [円/人] (a)×1000÷(b)	15,453	12,107	15,496	13,824	13,919				
(e)1tあたり処理費 [円/t] (a)×1000÷(c)	56,899	44,070	55,489	49,346	48,623				

1.8.2 県内の自治体との比較

県内の自治体における1人あたりのごみ処理経費は、図3-24及び表3-22に示すとおりです。

本市の1人あたりのごみ処理経費は、岡山県内の27市町村の中で10番目に多くなっています。

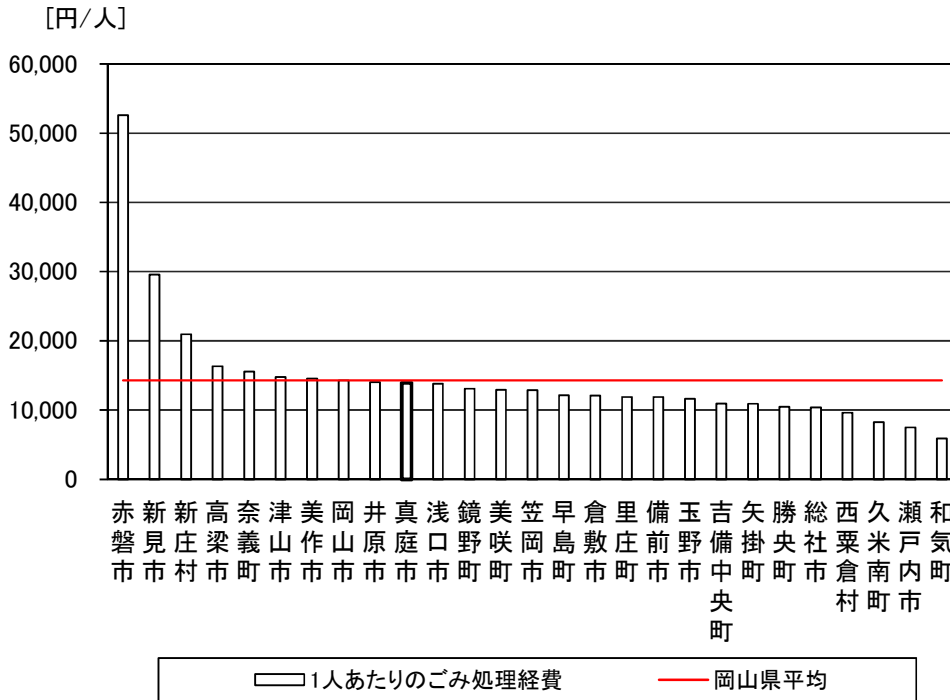


図 3-24 県内の自治体における 1 人あたりのごみ処理経費

表 3-22 県内の自治体における 1 人あたりのごみ処理経費

順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費[円/人]	順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費[円/人]
1	赤磐市	52,635	15	早島町	12,165
2	新見市	29,580	16	倉敷市	12,117
3	新庄村	20,954	17	里庄町	11,888
4	高梁市	16,334	18	備前市	11,868
5	奈義町	15,553	19	玉野市	11,631
6	津山市	14,778	20	吉備中央町	10,938
7	美作市	14,570	21	矢掛町	10,922
8	岡山市	14,268	22	勝央町	10,480
9	井原市	13,998	23	総社市	10,385
10	真庭市	13,919	24	西粟倉村	9,628
11	浅口市	13,791	25	久米南町	8,249
12	鏡野町	13,081	26	瀬戸内市	7,499
13	美咲町	12,891	27	和気町	5,877
14	笠岡市	12,880	-	県内平均値	14,286

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度）

2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-25 に示すとおりです。

家庭系ごみは、トレンド推計法により 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみ及び集団回収量については、トレンド推計法により 1 日あたりの排出量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを推計値としました。

なお、人口は、第 2 次真庭市総合計画の将来人口フレームに基づき設定しました。

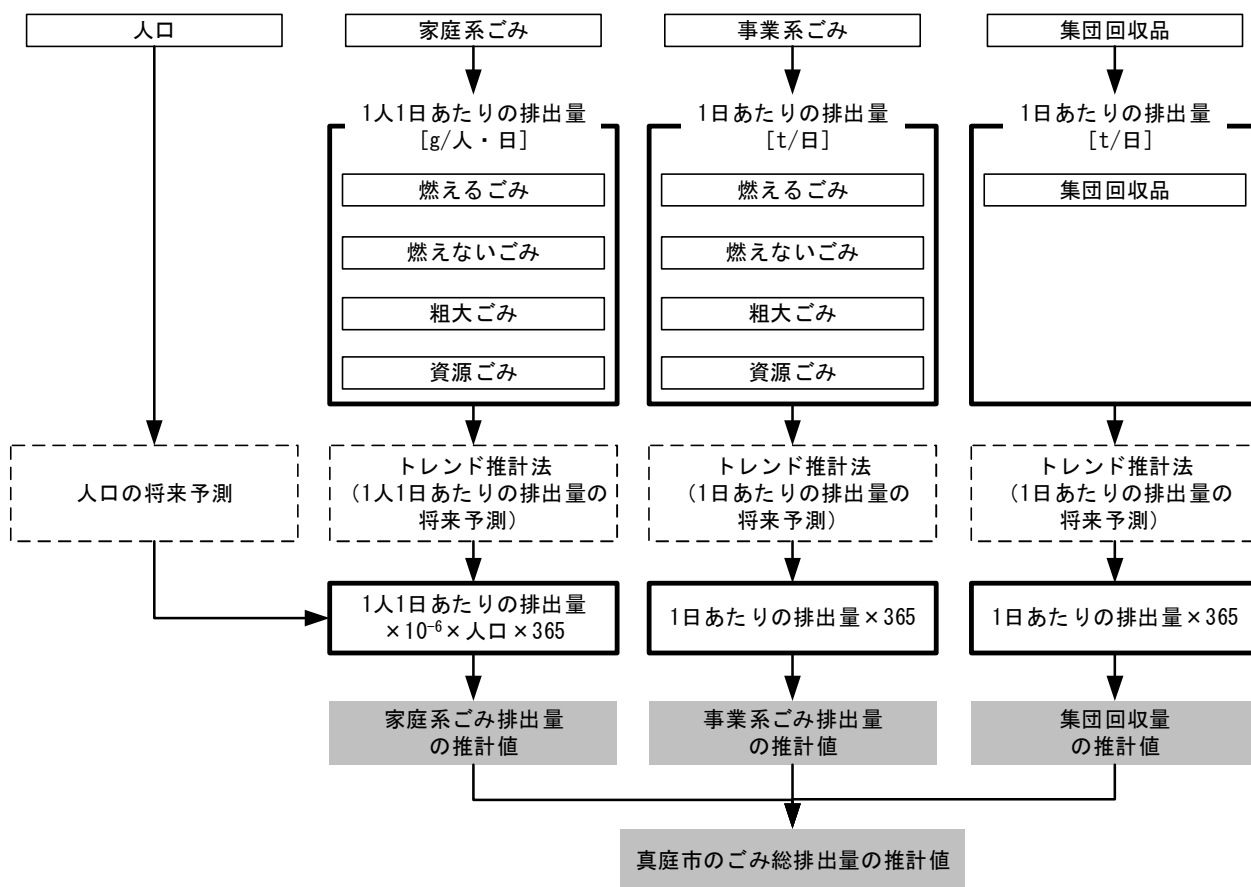


図 3-25 将来予測の手順

2.2 将来予測の結果

2.2.1 人口

人口は、図 3-26 及び表 3-23 に示すとおり、減少傾向で推移すると見込まれます。

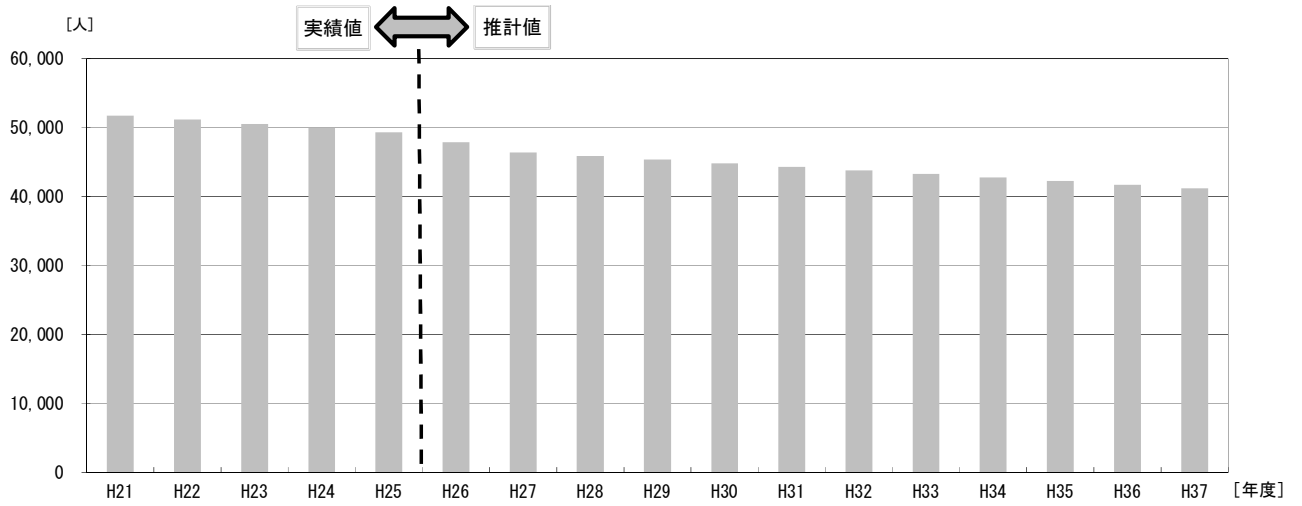


図 3-26 人口の将来予測の結果

表 3-23 人口の将来予測の結果

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	49,341	43,800	41,200

2.2.2 家庭系ごみ

(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-27及び表3-24に示すとおりです。

現状の施策のみでは、燃えるごみ及び粗大ごみの1人1日あたりの排出量は増加する一方、資源ごみについては減少すると見込まれます。家庭系ごみ全体では、平成25年度の1人1日あたりの排出量は519.3g/人・日ですが、平成37年度は592.6g/人・日に増加すると見込まれます。

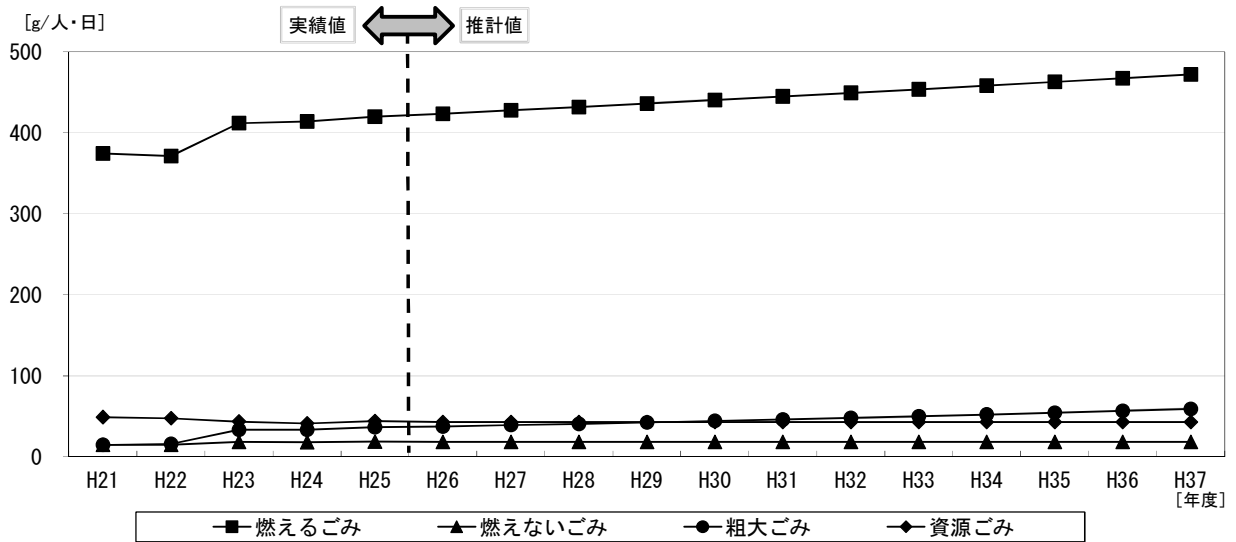


図3-27 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-24 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成25年度 実績値	平成32年度推計値 (中間目標年度)	平成37年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [g/人・日]	420.0	449.3	472.0
燃えないごみ [g/人・日]	18.8	18.5	18.5
粗大ごみ [g/人・日]	36.5	48.1	59.2
資源ごみ [g/人・日]	44.0	42.9	42.9
合計 [g/人・日]	519.3	558.8	592.6

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-28 及び表 3-25 に示すとおりです。

家庭系ごみ排出量については、人口の減少が見込まれていることから、粗大ごみ以外は減少することが見込まれます。

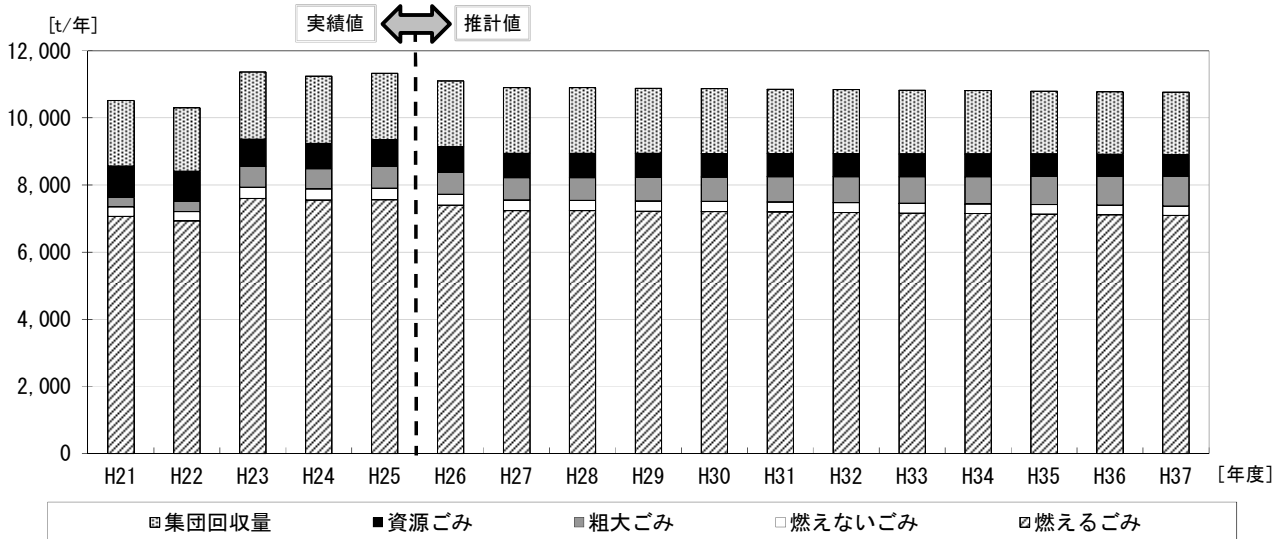


図 3-28 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-25 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	7,564	7,183	7,098
燃えないごみ [t/年]	338	296	278
粗大ごみ [t/年]	657	769	890
資源ごみ [t/年]	792	686	645
集団回収量 [t/年]	1,980	1,905	1,851
合計 [t/年]	11,331	10,839	10,762

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

2.2.3 事業系ごみ

(1) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-29及び表3-26に示すとおりです。

燃えるごみについては1日あたりの排出量が減少と見込まれますが、それ以外のごみについては、現状の施策のみでは増加と見込まれます。事業系ごみ全体では、平成25年度の1日あたりの排出量は13.1t/日ですが、平成37年度は13.3t/日に微増と見込まれます。

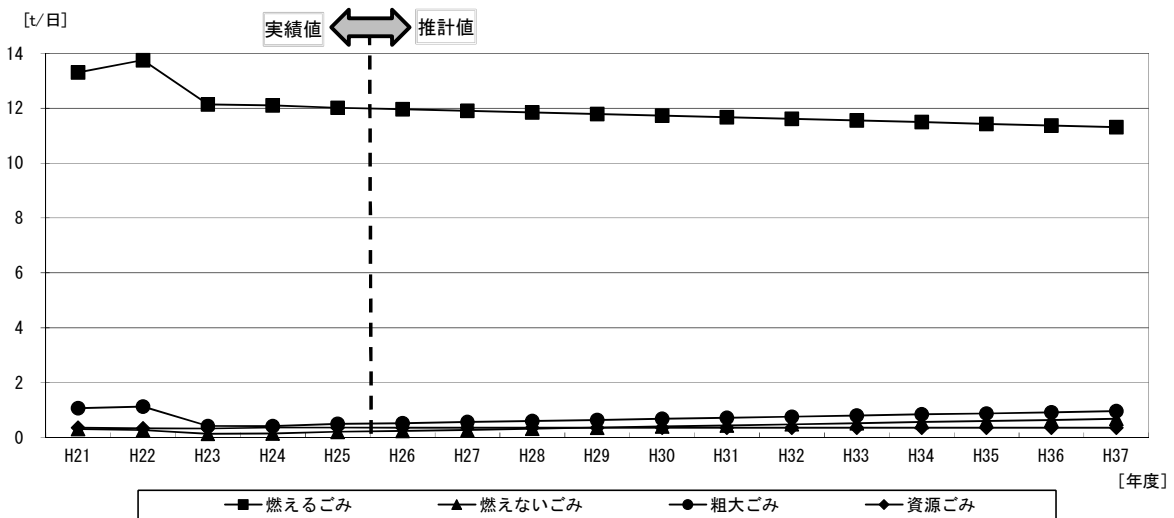


図3-29 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-26 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成25年度 実績値	平成32年度推計値 (中間目標年度)	平成37年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/日]	12.0	11.6	11.3
燃えないごみ [t/日]	0.2	0.5	0.7
粗大ごみ [t/日]	0.5	0.8	1.0
資源ごみ [t/日]	0.4	0.4	0.4
合計 [t/日]	13.1	13.2	13.3

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-30 及び表 3-27 に示すとおりです。
 事業系ごみ排出量は、横ばいで推移することが見込まれます。

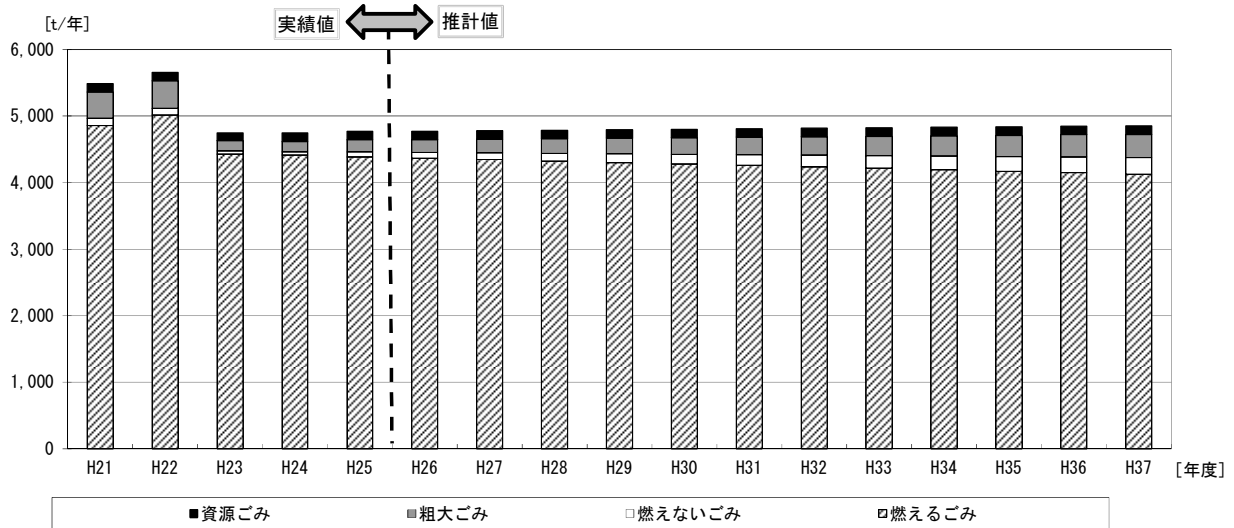


図 3-30 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-27 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	4,386	4,238	4,128
燃えないごみ [t/年]	75	175	248
粗大ごみ [t/年]	183	277	350
資源ごみ [t/年]	130	128	128
合計 [t/年]	4,774	4,818	4,854

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

2.2.4 集団回収量

集団回収量の将来予測の結果は、図 3-31 及び表 3-28 に示すとおりです。

集団回収量は、減少傾向で推移することが見込まれます。

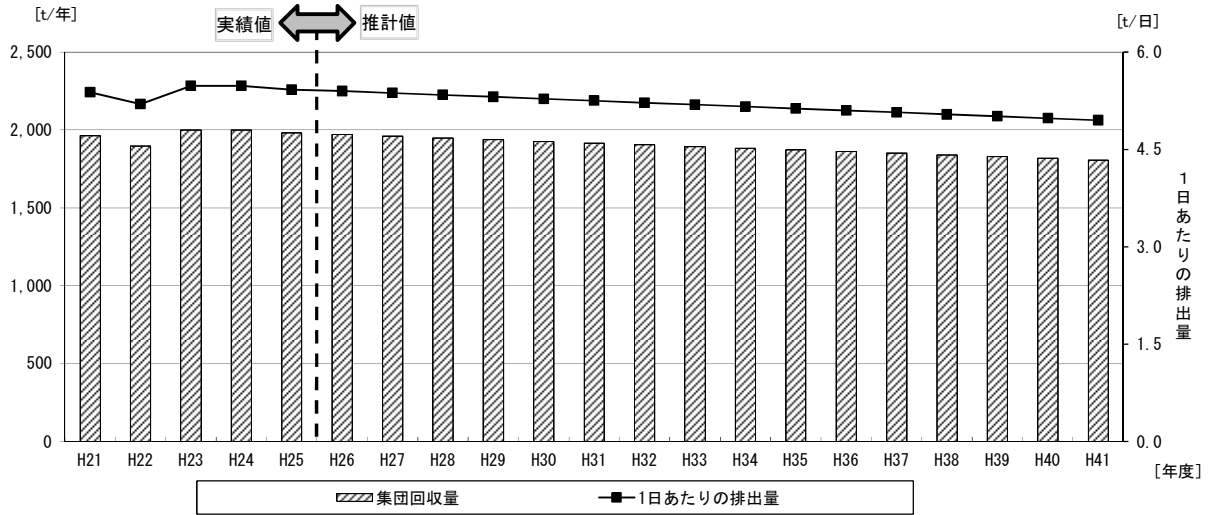


図 3-31 集団回収量の将来予測の結果

表 3-28 集団回収量の将来予測の結果

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
集団回収量 [t/年]	1,980	1,905	1,851

2.2.5 ごみ総排出量

以上をふまえたごみ総排出量の将来予測の結果は、図 3-32 及び表 3-29 に示すとおりです。

1人1日あたりのごみ排出量は増加しますが、人口が減少するため、ごみ総排出量はわずかながら減少します。

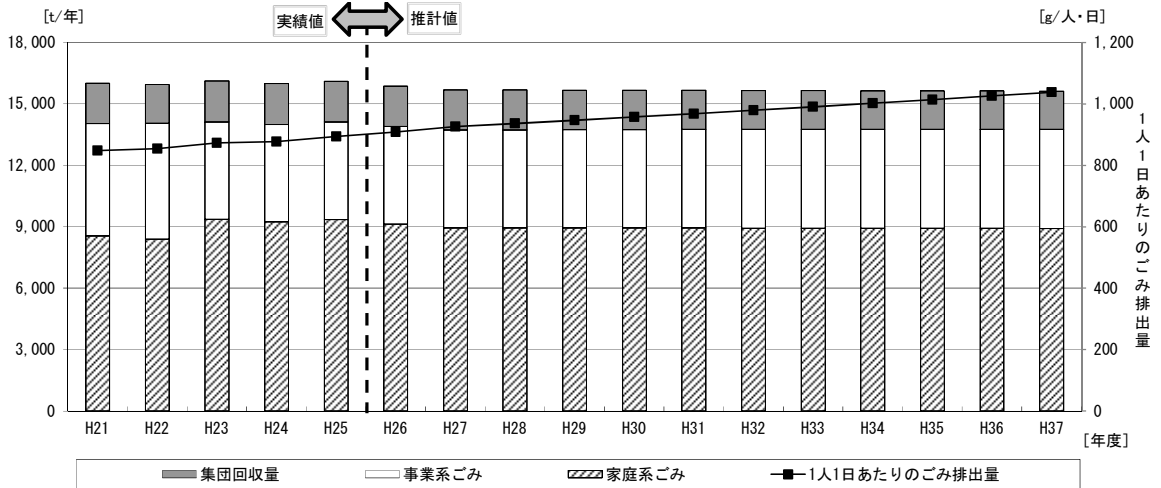


図 3-32 (1) ごみ総排出量の将来予測の結果（排出形態別）

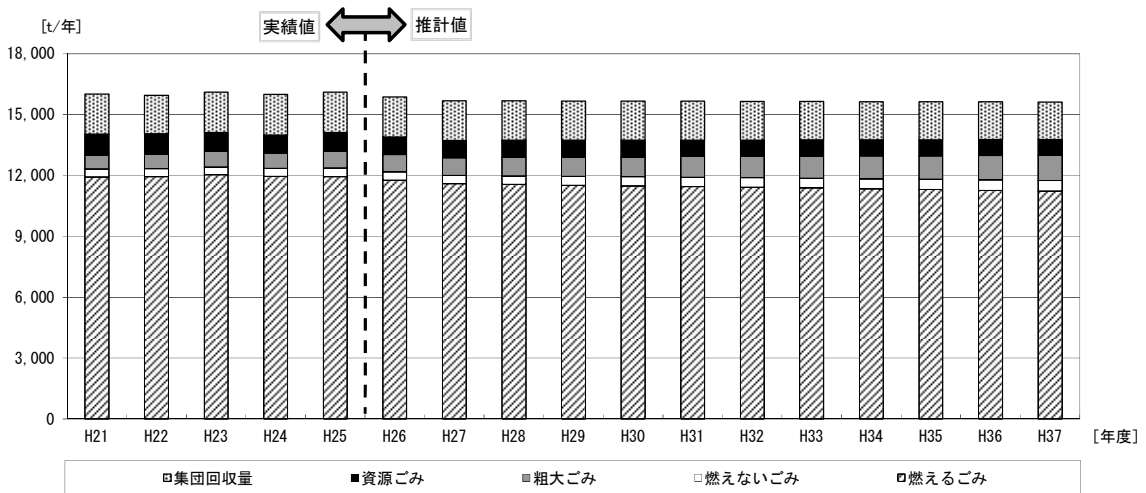


図 3-32 (2) ごみ総排出量の将来予測の結果（ごみ種別）

表 3-29 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状施策を継続する場合）

		平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
ごみ排出量 [t/年]	燃えるごみ	11,950	11,421	11,226
	燃えないごみ	413	471	526
	資源ごみ	922	814	773
	粗大ごみ	840	1,046	1,240
	小計	14,125	13,752	13,765
集団回収量 [t/年]		1,980	1,905	1,851
ごみ総排出量 [t/年]		16,105	15,657	15,616
人口 [人]		49,341	43,800	41,200
1 人 1 日あたりのごみ排出量 [g/人・日]		894	979	1,038
1 人 1 日あたりのごみ排出量 (集団回収を除く) [g/人・日]		784	860	915

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

3 ごみ処理の評価

3.1 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理しました。

3.1.1 国の基本方針

国の基本方針では、以下の3つの指標について数値目標が設定されています。

- 指標①：ごみ排出量 ⇒ 平成27年度までに平成19年度比で約5%減
- 指標②：リサイクル率 ⇒ 平成27年度までに約25%
- 指標③：最終処分量 ⇒ 平成27年度までに平成19年度比で約22%減

本市におけるこれらの数値目標の達成見込みを表3-30に示します。

ごみ排出量については、平成21年度以降は16,000t/年前後で推移しています。平成25年度は16,105t/年となっていますが、平成22年度と平成24年度は16,000t/年を下回っていることから、現状のまま推移すれば、目標を達成できると見込まれます。

また、リサイクル率は増加傾向にあること、及び、平成25年度に25.1%となっていることから、現状のまま推移すれば、目標を達成できると見込まれます。

最終処分量についても、現状の推移をふまえると、目標を達成できると見込まれます。

表3-30 国の基本方針の目標率における真庭市の達成状況

	基準年度の数値 (平成19年度)	目標率による値 (平成27年度)	実績値 (平成25年度)	達成状況の 見込み
【指標①】 ごみ排出量	16,860t/年	16,017t/年 注1)	16,105t/年	○
【指標②】 リサイクル率	21.3%	約25%	25.1%	○
【指標③】 最終処分量	1,729t/年	1,349t/年 注2)	1,391t/年	○

注1) 16,860t/年×(1-0.05)

注2) 1,729t/年×(1-0.22)

【国の基本方針とは】

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年12月20日全部変更）』のこと。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めている。

- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ◆ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- ◆ その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3.1.2 第3次循環型社会形成推進基本計画

第3次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されています。

指標①：1人1日あたりのごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約25%減

指標②：集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約25%減

指標③：事業系ごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約35%減

本市におけるこれらの数値目標の達成見込みを表3-31に示します。

1人1日あたりのごみ排出量及び集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量については、平成25年度において基準年度の数値よりも増加していることから、目標の達成は困難であると見込まれます。また、事業系ごみ排出量については、近年はほぼ横ばいで推移していること、及び、今後、経済の好循環により排出量の増加が予想されることから、目標の達成は困難であると見込まれます。

表3-31 第3次循環型社会形成推進基本計画の目標率における真庭市の達成状況の見込み

	基準年度の数値 (平成12年度)	目標率による値 (平成32年度)	実績値 (平成25年度)	達成状況の 見込み
【指標①】 1人1日あたりのごみ 排出量注1)	811g/人・日	608g/人・日 注2)	894g/人・日	△
【指標②】 1人1日あたりの家庭 系ごみ排出量 (集団回収及び資源ごみ を除く)	389g/人・日	292g/人・日 注3)	475g/人・日	△
【指標③】 事業系ごみ排出量	6,905t/年	4,488t/年 注4)	4,774t/年	△

注1) ごみ総排出量×10⁶÷人口÷365日

注2) 811g/人・日×(1-0.25)

注3) 389g/人・日×(1-0.25)

注4) 6,905t/年×(1-0.35)

3.2 類似団体の平均を基準とした評価

本市の一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行いました。

3.2.1 類似団体の平均を基準とした評価

評価には、表 3-32 に示す指標を用いました。

表 3-32 評価の指標

評価指標		算出式	
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDFを除く） [t/t] 【リサイクル率のこと】	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t] 【最終処分率のこと】	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

3.2.2 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似団体（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較することにより行いました。類似団体の平均と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市の水準が明らかになります。

3.2.3 評価の結果

評価の結果は、図 3-33 及びに表 3-33 に示すとおりです。

「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「廃棄物からの資源回収率」及び「最終処分に要する費用」については類似団体の平均を上回っています。すなわち、本市は類似団体よりも人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量は少なく、最終処分率も低くなっています。また、類似団体よりもリサイクル率は高く、最終処分に要する費用が低くなっています。

一方、「人口 1 人あたり年間処理費」については、類似団体の平均を下回っています。すなわち、人口 1 人あたりの年間処理費は高くなっています。

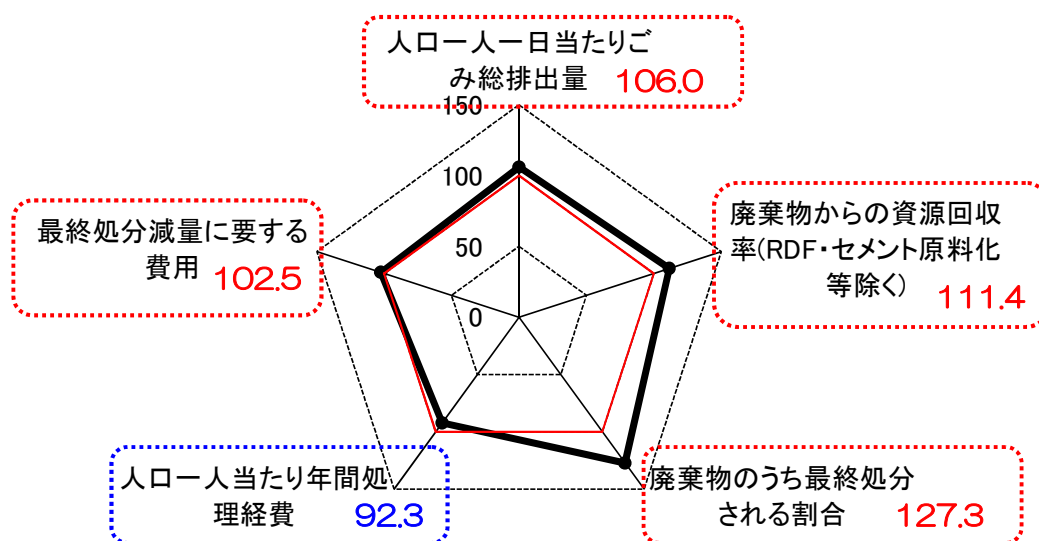


図 3-33 類似団体の平均を基準とした評価の結果（平成 24 年度実績）

注）各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を 100（赤線で示す）として評価）

表 3-33 類似団体の平均を基準とした評価の結果（平成 24 年度実績）

	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	0.933	0.193	0.132	12,775	43,913
最大	1.574	0.749	0.917	40,270	328,367
最小	0.562	0.05	0	5,042	14,339
真庭市	0.877	0.215	0.096	13,754 ²⁾	42,804
指数値 ¹⁾	106.0	111.4	127.3	92.3	102.5

1) 類似団体の平均値=100

2) 環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による人口 1 人あたり年間処理経費であり、算入経費の差異により表 3-21 の数値とは異なっている。

注) 廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) については、RDF を含む数量にて評価が行われている自治体があったため、当該自治体を除いて評価した。また、廃棄物のうち最終処分される割合については、ゼロとなっている自治体を除いて評価した。

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

＜全般＞

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が100となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

＜人口1人1日あたりごみ総排出量＞

人口1人1日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100以上となっているため、人口1人1日あたりごみ総排出量は類似団体平均よりも少ないといえる。

＜廃棄物からの資源回収率＞

廃棄物からの資源回収率（RDF除く）は、高いほど外側に広がる。本市の場合、100以上となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似団体平均よりも高いといえる。

＜廃棄物のうち最終処分される割合＞

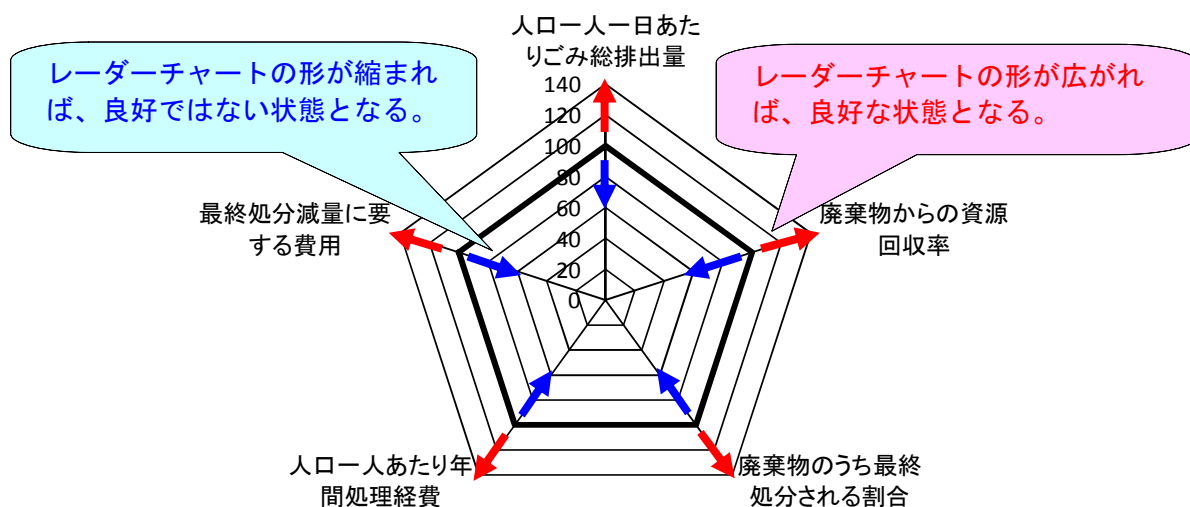
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100以上となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似団体平均よりも低いといえる。

＜人口1人あたり年間処理経費＞

人口1人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100以下となっているため、人口1人あたり年間処理経費は類似団体平均よりも高いといえる。

＜最終処分減量に要する費用＞

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本市の場合、100以上となっているため、最終処分減量に要する費用は類似団体平均よりも低いといえる。



4 ごみ処理に係る課題

4.1 排出抑制

本市の平成25年度の1人1日あたりのごみの排出量は894グラムとなっており、全国平均（958グラム）や岡山県平均（970グラム）よりも少なくなっています。しかし、全国平均は年々減少しているにも関わらず、本市では年々増加しているため、このままの状況が続けば全国平均や岡山県平均を上回ることが予想されます。また、現状の施策を継続するだけでは、第3次循環型社会形成推進基本計画における数値目標の達成は困難な見込みです。

したがって、現状の減量化施策を継続しつつ、ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施し、減量化を推進する必要があります。

4.2 資源化

本市では、16品目の分別収集、集団回収及び県外の民間施設で焼却残渣の資源化を委託することで資源化を推進しています。これらの取組の結果、平成25年度のリサイクル率は25.1%となり、国の基本方針で定められている数値目標を達成しています。また、平成26年度には、さらなる資源化の推進のため、小型家電・雑がみの分別を開始しています。

一方、平成25年度に実施したごみの組成調査の結果、燃えるごみの中には資源化できるものが多く含まれており、資源化のさらなる推進が可能であることが確認できました。特に、生ごみは燃えるごみの約50%を占めていました。

平成27年3月に策定した第2次真庭市総合計画においては、『バイオマス資源の液肥化等による活用』を今後の施策の方向性と目標の1つに掲げていることから、今後、液肥化等の原料となるバイオマス資源（生ごみ）の分別収集を行い、さらなる資源化の推進を図る必要があります。また、今後も分別排出の徹底等について、啓発を推進する必要があります。

4.3 収集・運搬

本市では、平成25年度までは3つの処理ブロック別に分別区分が異なりましたが、平成26年度からは粗大ごみを除き、分別区分を統一しました。今後、生ごみの分別収集や中間処理体制の再構築に関する検討結果をふまえた効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。その際、委託収集の地区区分（現在は、北房地区、落合地区、久世地区、勝山地区及び北部地区の5地区）の最適化についても考慮する必要があります。

4.4 中間処理

本市では、平成16年度の町村合併以前の中間処理体制を継続し、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ及びコスモスクリーンセンターの3施設体制で中間処理を行っています。中間処理に関しては、新岡山県ごみ処理広域化計画に基づき、高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会において検討を進めてきましたが、平成24年度の協議会において『広域処理施設は整備しない方針とする』ことが決定しました。したがって、平成25年度以降も本市単独での中間処理を継続しています。

3つの中間処理施設のうち、供用開始から24年が経過した真庭北部クリーンセンター及び21年が経過したコスモスクリーンセンター（岡山県中部環境施設組合）は、設備・機器が老朽化し、施設の更新に向けた検討が必要な状況にあります。また、クリーンセンターまにわは安定して稼働しているものの、いずれ老朽化が進行し、更新が必要になります。

本市においては、小規模な中間処理施設を複数保有しており、施設の維持管理の面で非効率となっているため、施設の長寿命化対策も考慮しながら、施設の統合等も含め、効率的な施設体制の構築が必要です。

今後、第2次真庭市総合計画に基づき、生ごみ等のバイオマス資源を原料とする生ごみ等資源化施設を整備しますが、中間処理施設の体制の再構築の検討に際しては、生ごみ等の資源化の実施による各施設の処理能力の余力等も考慮する必要があります。

4.5 最終処分

中間処理後に発生する残渣のうち、クリーンセンターまにわ処理ブロックで発生するものは真庭市一般廃棄物最終処分場、コスモスクリーンセンター処理ブロックで発生するものは岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。しかし、岡山県中部環境施設組合の構成団体である美咲町は、平成27年12月以降は津山圏域資源循環施設組合の施設で中間処理を行うこととなります。平成28年4月以降は岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場は埋め立てを終了し、使用できなくなります。

また、真庭北部クリーンセンター処理ブロックにおいて中間処理後に発生する焼却残渣及びガラス・陶磁器類は、現在、県外の民間施設に最終処分を委託している状況です。

以上のように、最終処分については、本市以外の外部要因に影響されやすい状況にあります。安定的な最終処分を推進するためには、本市で発生する中間処理残渣を市内の最終処分場で最終処分することが重要です。平成28年4月以降は、中間処理残渣を埋立処分することができる最終処分場は真庭市一般廃棄物最終処分場ののみとなりますが、同最終処分場もいずれは満杯になることから、早期に新たな最終処分場を整備する必要があります。

4.6 その他

4.6.1 不法投棄対策

市内では不法投棄が発生していることから、パトロールの強化等により、地域一体で不法投棄を削減する必要があります。

4.6.2 ごみ処理経費

1年間あたりのごみ処理に関連する費用はばらつきがありますが、6億円～8億円程度であり、ごみ1tあたりに換算すると44,000円～57,000円となります。財政負担の軽減化のためにも、ごみの減量化やごみ処理体制の効率化等により、ごみ処理経費を削減する必要があります。

5 ごみ処理に係る数値目標

5.1 将来目標の設定

本計画においては、ごみ処理に関して『1人1日あたりのごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）』、『事業系ごみ排出量』、『リサイクル率』、『最終処分量』という4つの評価指標について数値目標を設定しています。資源化に重点を置いて焼却施設等で処理する量の削減を注視し、これらの数値目標について、真庭市及び全国平均等の現状をふまえたうえで目標値を定めます。

なお、事業系ごみの排出量は事業活動の活発化が損なわれないように家庭系ごみとは別に数値目標を設定するとともに、達成状況把握と要因分析の効率化を図ります。

＜目標①＞ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）を平成 37 年度までに平成 25 年度比で約 39%削減する。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）は、近年増加傾向にあることなどから、現在、国が平成 32 年度までを期間として定めている削減率による真庭市の平成 32 年度目標値 292g（表 3-31）を平成 37 年度の目標として、目標削減率を 39%とします。

＜目標②＞ 事業系ごみ排出量を平成 37 年度までに平成 25 年度比で約 6%削減する。

現状のまま推移すれば、事業系ごみ排出量は平成 37 年度において平成 25 年度比で微増が見込まれること及び国が平成 32 年度まで掲げている削減率による目標値を既に達成していることなどから、目標①と同様に国が平成 32 年度まで掲げている削減率による平成 32 年度目標値 4,488t（表 3-31）を平成 37 年度目標として、目標削減率を 6%とします。

＜目標③＞ リサイクル率を平成 37 年度までに 60%以上とする。

バイオマス資源（生ごみ）の利活用及び雑がみ資源化等の推進により、県内最高で、全国トップ 10 のリサイクル率 60%を目指します。

＜目標④＞ 最終処分量を平成 37 年度までに平成 25 年度比で約 40%削減する。

目標③のリサイクル率の向上により、焼却残渣を半減させることで平成 37 年度の最終処分量を 847t として、目標削減率を約 40%とします。

表 3-34 ごみ処理に係る数値目標

評価指標	実績値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 37 年度)
＜目標①＞ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみ除く）	475g/人・日	292g/人・日以下
＜目標②＞ 事業系ごみ排出量	4,774t/年	4,488t/年以下
＜目標③＞ リサイクル率	25.1%	60%以上
＜目標④＞ 最終処分量	1,391t/年	847t/年以下

6 基本方針

6.1 基本理念

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、「環境負荷の低いまちづくり」をごみ処理基本計画の基本理念とします。

6.2 基本方針

本市の特徴及びごみ処理の現状をふまえ、ごみ処理基本計画の基本方針を以下のとおり定め、全国トップレベルのリサイクル率を目標として環境先進都市を目指します。

基本方針 1 2Rの推進

本市においては、1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向にあること等から、リデュースが十分に進んでいるとはいえません。ごみがいったん排出されると収集や資源化等のために費用やエネルギーが必要となります。したがって、本市においては、今後、特に2R（そもそもごみを出さないリデュースと再使用するリユース）を推進することとします。

基本方針 2 廃棄物の資源化及び適正処理・処分の推進

本市のリサイクル率は微増しています。今後は、既存の分別をさらに推進するとともに、新たな取り組みを実施することで、リサイクル率の向上を図ります。

また、本市においては、小規模な中間処理施設を複数保有しており、施設の維持管理の面で非効率となっているため、施設の長寿命化対策も考慮しながら、施設の統合等も含め、効率的な施設体制を構築します。その際、基本方針3に示すバイオマス資源の利活用についても考慮します。また、平成28年4月以降は、本市が所有する最終処分場は真庭市一般廃棄物最終処分場のみとなるため、減量化や資源化の推進により最終処分量の削減を図るとともに、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行います。

さらに、不法投棄等の不適正な処理を防止するため、パトロールによる監視や指導を強化し、不法投棄の削減に努めます。

基本方針 3 バイオマス資源の利活用の推進

国においては、バイオマス活用推進基本法等を制定し、平成 22 年 12 月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定されています。このバイオマス活用推進基本計画をふまえ、環境省では廃棄物系バイオマス活用ロードマップを作成し、食品廃棄物の利活用を推進することとしています。

本市においては、実験的に生ごみのモデル回収を行い、堆肥化等を行ってきました。生ごみの資源化を行うためには、生ごみ分別に対する市民の協力が不可欠ですが、モデル回収においては非常に多くの市民の方に協力を頂けています。このような真庭の特徴を活かしながら、今後、第 2 次真庭市総合計画に基づき、バイオマス資源（生ごみ等）の液肥化等を行うことで、バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトの一つである有機廃棄物資源化事業を実施し、環境にやさしい循環型の農業やバイオマスマテリアル及びエネルギーの利活用を推進します。

6.3 ごみの減量化・資源化に係る取組

本市では、表 3-35 の取組を実施し、ごみの減量化・資源化を図ります。

特に、2R を推進するためには、商品の購入段階や家庭における減量化が重要になることから、新たに 5 つの取組を実施します。資源化に関しては、市民の利便性の向上を目的に、拠点回収の推進に関する 2 つの新たな取組を実施するとともに、バイオマス資源を原料とした液肥等の製造を行い、第 2 次真庭市総合計画の将来像に掲げられている『地域資源の循環』を図り、『付加価値』を高めることに資するものとします。

表 3-35 (1) ごみの減量化・資源化に係る取組

基本方針	取組による効果	取組の基本的な考え方	取組	対象ごみ	
				家庭系	事業系
①2R の推進	減量化	情報の発信	マイバッグ持参や簡易包装の推進	○	○
			使い捨て商品の使用抑制、詰め替え製品の利用促進	○	○
			分別方法・減量化方法の周知	○	○
			家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】	○	
			事業系ごみ減量化の手引書の作成【新規】		○
			新たな情報発信ツールの導入の検討【新規】	○	○
		意識の向上	2R に関する啓発活動・環境教育の実施	○	○
			事業系ごみ減量化にする指導の徹底		○
			啓発イベントの開催	○	
			学校教育との連携	○	
		ごみ減量化に取り組む優良事業所の表彰制度の導入【新規】		○	

表 3-35 (2) ごみの減量化・資源化に係る取組 (つづき)

基本方針	取組による効果	取組の基本的な考え方	取組	対象ごみ	
				家庭系	事業系
①2Rの推進	減量化	仕組みづくり	ごみ処理手数料の適正化【新規】	○	○
			リサイクルプラザまにわ・リユースプラザ醍醐の里を活用した減量化の推進	○	
			環境衛生委員との連携【新規】	○	
②廃棄物の資源化及び適正処理・処分の推進	資源化	情報の発信	資源回収拠点の設置店の紹介【新規】	○	
			事業系ごみ資源化の手引書の作成【新規】		○
		意識の向上	事業系ごみの展開検査の実施		○
			事業系ごみ資源化に関する指導の徹底		○
			資源化に取り組む優良事業所の表彰制度の導入【新規】		○
		仕組みづくり	集団回収の推進	○	
			粗大ごみ(布団、畳等)の資源化の推進	○	
			廃食用油の資源化の推進	○	
			焼却残渣の資源化の推進	○	○
			小型家電の資源化の推進	○	○
	雑がみの資源化の推進		○	○	
	拠点回収の推進【新規】		○		
	民間資金等活用及び地域産業創出の検討【新規】		○	○	
	新たな分別品目の拡充	生ごみの資源化【新規】	○	○	
	適正処理・処分	収集運搬	生ごみの分別収集や中間処理施設体制の再構築を考慮した効率的な収集運搬体制の構築【新規】	○	
			ふれあい収集の実施【新規】	○	
		中間処理	中間処理施設体制の再構築【新規】	○	○
最終処分		新たな最終処分場の整備に向けた検討【新規】	○	○	
その他		不法投棄の削減	—	—	
③バイオマス資源の利活用の推進	バイオマス資源の利活用の推進	バイオマス資源の利活用に向けた仕組みづくり	廃食用油の資源化の推進(再掲)	○	
			生ごみ等資源化施設の整備【新規】	○	○
		民間資金等活用及び地域産業創出の検討【新規】(再掲)	○	○	
		新たな分別品目の拡充	生ごみの資源化【新規】(再掲)	○	○

取組 1 マイバッグ持参や簡易包装の推進

販売店がレジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼び掛けます。

また、販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけるとともに、市民に対しては、簡易包装の選択を呼びかけ、包装材の減量化に努めます。

取組 2 使い捨て商品の使用抑制、詰め替え製品の利用促進

市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰め替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に作る生活スタイルを心掛けるよう呼びかけます。

取組 3 分別方法、減量化方法の周知

分別方法等の広報及びホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、個別のごみ分別チラシ等を作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供します。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙等を活用し、情報提供します。

取組 4 家庭ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】

市民に配布している『家庭ごみ分別の手引き』に「家庭でできるごみ減量化・資源化の取組事例」、「取組のチェックリスト」等を追加し、内容を拡充させます。

取組 5 事業系ごみ減量化・資源化の手引書の作成【新規】

事業者が自発的にごみ減量化や資源化に取り組める手法などを記載した事業系ごみ減量化・資源化の手引書を作成します。

取組 6 新たな情報発信ツールの導入の検討【新規】

ソーシャルメディアを利用した情報発信や動画によるごみ分別の方法を紹介するなど、比較的若い世代から高齢者まで、より分かりやすい情報の提供方法について検討します。

取組 7 2Rに関する啓発活動・環境教育の実施

本市のごみ処理の現状等を広報紙等に掲載し、市民にごみ処理の現状を認識してもらうとともに、排出抑制の定着とごみに対する市民の意識向上を図ります。また、市内のイベント等の様々な機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼び掛けます。さらに、市民や各種団体を対象とした出前講座等を適時に実施します。

取組 8 事業系ごみ減量化・資源化に関する指導の徹底

事業所に対し、減量化及び資源化の指導を徹底します。また、規模が小さい事業所から排出されるごみは、家庭系ごみのステーションに排出されているものもあると推測されることから、適正排出・処理について指導します。

取組 9 啓発イベントの開催

市民・事業者・行政の協働による廃棄物の排出抑制・再利用をはじめ、資源化の推進を目的とした啓発イベントを開催します。

取組 10 学校教育との連携

平成 27 年度から、小学校 4 年生の社会科の中で 3R や資源循環について学べる時間を設けています。今後とも、この取組を推進します。

取組 11 ごみ減量化・資源化に取り組む優良事業所の表彰制度の導入【新規】

事業ごみの減量と資源化の推進に向けた一層の意識向上を図るため、事業者を対象とした表彰制度を導入します。優良で模範的な取組事例は、ホームページ等で広く紹介したり、事業所への立入指導の際に活用することで、ごみの減量・資源化を図るためのさらなる効果の発生に役立てていきます。

取組 12 ごみ処理手数料の適正化【新規】

本市では、資源化できるものを適切に分別することに対してインセンティブが働くように、ごみ処理手数料の適正化を検討します。さらに、資源化の推進により処理ごみが減量することで、毎年 6～8 億円ものごみ処理費を削減していきます。

取組 13 リサイクルプラザまにわ・リユースプラザ醍醐の里を活用した減量化の推進

リサイクルプラザまにわ（クリーンセンターまにわ内）及びリユースプラザ醍醐の里（道の駅 醍醐の里に併設）では、家庭で不用になった家具や生活関連用品等の再使用可能なものを受け入れ、それらを必要とする市民等に譲渡しています。今後とも、これらの拠点を活用した減量化を推進します。

取組 14 環境衛生委員との連携【新規】

市民レベルでのごみ減量に取り組むため、環境衛生委員との連携を強化し、ごみの減量化、資源化を推進します。

取組 15 資源回収拠点の設置店の紹介【新規】

市内のスーパー等における店頭回収等の実施状況をホームページ等で広く紹介します。

取組 16 事業系ごみの展開検査の実施

事業系ごみの中には、紙類などの資源化できるものが多く含まれています。これらの分別が徹底されるよう、クリーンセンターにおいて事業系ごみの展開検査を実施します。

取組 17 集団回収の推進

各自治組織や各種団体等の回収活動に対して奨励金を交付し、集団回収活動の促進とごみの資源化を図ります。併せて集団回収を実施していない団体等への積極的な働きかけを行います。

取組 18 粗大ごみ(布団、畳等)の資源化の推進

現在、粗大ごみ（布団、畳等）は民間の施設において燃料化を行っています。今後とも、粗大ごみ（布団、畳等）の資源化を推進します。

取組 19 廃食用油の資源化の推進

現在、廃食用油は民間の施設において燃料化（BDF）を行っています。今後とも、廃食用油の資源化を推進します。

取組 20 焼却残渣の資源化の推進

現在、真庭北部クリーンセンターで発生する焼却残渣は、県外の施設で焙焼した後、路盤材等として再生利用しています。今後とも、焼却残渣の資源化を推進します。なお、焼却残渣の資源化に関しては、最終処分計画をふまえるものとします。

取組 21 小型家電の資源化の推進

今後とも、小型家電の資源化を推進します。

取組 22 雑がみの資源化の推進

今後とも、雑がみの資源化を推進します。

取組 23 拠点回収の推進【新規】

資源ごみの排出に関する市民の利便性向上を図るため、公共施設等に常設の資源回収ボックスを設置するとともに、常設の資源回収ボックスの設置を希望する自治組織への支援について検討します。

取組 24 民間資金等活用及び地域産業創出の検討【新規】

生ごみ等資源化施設の整備・運営等においては、民間の資金、活力及び提案等を最大限活用するとともに、事業者の育成を視野に入れた地域産業の創出を検討します。

また、当該事業は、食品リサイクルループの範囲内における市外からの食品廃棄物を原料に加えた事業の活性化を検討します。

取組 25 生ごみの資源化【新規】

第2次真庭市総合計画に基づき、生ごみの分別収集を行い、液肥化等の原料として有効利用します。

【目標達成時のごみ排出量等】

上記の施策の確実な実施により、数値目標を達成した場合のごみ総排出量等の推移は、図3-34～図3-35及び表3-36～表3-37に示すとおりです。

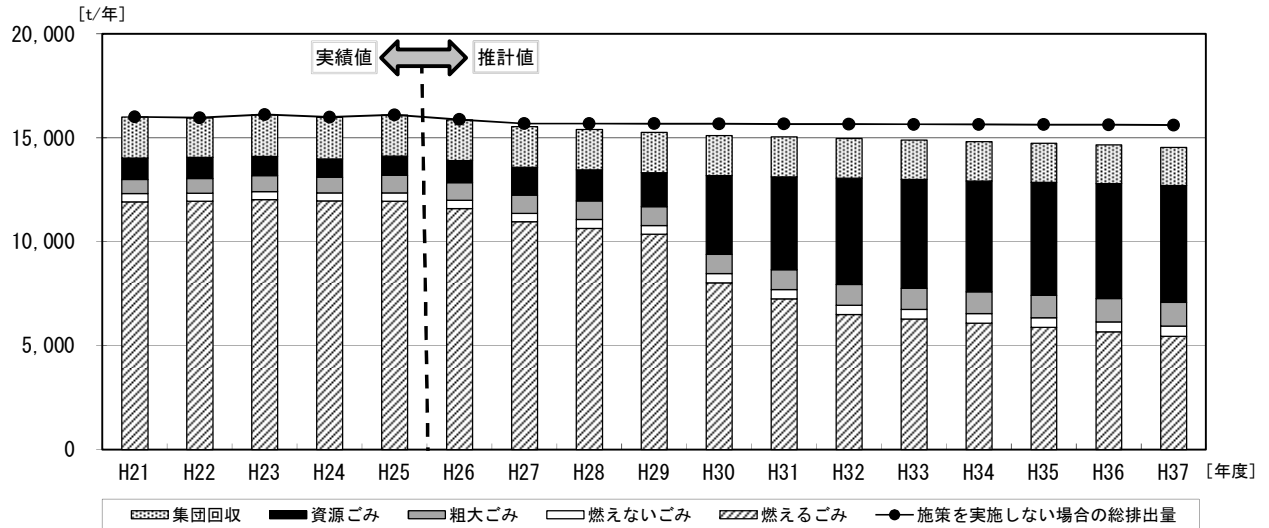


図 3-34 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

表 3-36 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

			平成 25 年度 実績値	平成 32 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度 推計値 (目標年度)
ごみ排出 量 [t/年]	家庭系	燃えるごみ	7,564	3,965	3,250
		燃えないごみ	338	281	257
		粗大ごみ	657	731	821
		資源ごみ	792	3,511	3,896
		小計	9,351	8,488	8,224
	事業系	燃えるごみ	4,386	2,536	2,210
		燃えないごみ	75	166	229
		粗大ごみ	183	263	323
		資源ごみ	130	1,612	1,718
		小計	4,774	4,577	4,480
	家庭系＋ 事業系	燃えるごみ	11,950	6,501	5,460
		燃えないごみ	413	447	486
		粗大ごみ	840	994	1,144
		資源ごみ	922	5,123	5,614
		小計	14,125	13,065	12,704
集団回収量 [t/年]			1,980	1,905	1,851
ごみ総排出量 [t/年]			16,105	14,970	14,555

※四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

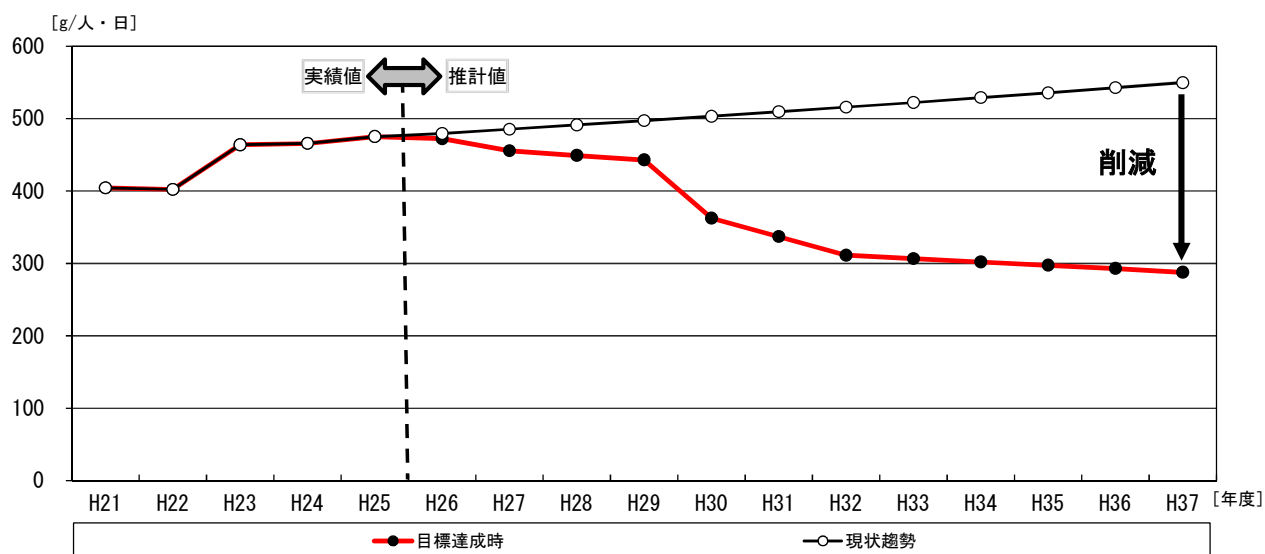


図 3-35 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の推移（数値目標達成時）

表 3-37 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の推移（数値目標達成時）

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
目標達成時	475	311	288
現状趨勢	475	516	550

7 収集・運搬計画

7.1 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とします。

7.2 実施主体

収集・運搬の実施主体は、真庭市とします。

7.3 収集形態

収集形態は、現状と同様に委託・許可収集としますが、民間の提案及び能力等を最大限活用する事業方式についても検討します。

7.4 収集方式

生ごみ等資源化施設の供用開始までの収集方式は、表 3-38 のとおり現状どおりとします。

生ごみ等資源化施設の供用開始後は、表 3-39 のとおり、生ごみの分別収集を開始します。生ごみは腐敗しやすいため、現在の燃えるごみと同様に週 2 回の収集を行います。一方、生ごみの分別収集に伴い、燃えるごみの排出量は減少が見込まれるため、燃えるごみの収集頻度を週 1 回にします。

なお、生ごみ以外に新たに分別収集を行う場合は、その品目に適した収集方式を検討します。

表 3-38 収集方式（生ごみ等資源化施設の供用開始まで）

区 分		収集方法	収集頻度	
燃えるごみ		燃えるごみ用袋	週 2 回	
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	燃えないごみ用指定袋	月 1 回	
	蛍光管類			
	金属類（小）			
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	資源ごみ用袋	月 2 回	
	無色透明のビン			
	茶色のビン			
	その他の色のビン			
	ペットボトル	資源ごみ用袋	月 1～2 回	
	プラスチック容器包装類		月 2～3 回	
	プラスチック製品（プラマーク無し）		プラスチック・ペットボトル専用袋	
	小型家電	資源ごみ用袋		月 1～2 回
	乾電池			
古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック、雑がみ）	ひも			
粗大ごみ（布団・家具類、金属類（大）） ※北部は金属類（大）のみ		粗大用札	月 1 回	
使用済み食用油		ペットボトル等	年 2～3 回	

表 3-39 収集方式（生ごみ等資源化施設の供用開始後）

区 分		収集方法	収集頻度
燃えるごみ		燃えるごみ用袋	週 1 回
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	燃えないごみ用指定袋	月 1 回
	蛍光灯類		月 1～2 回
	金属類（小）		
資源ごみ	生ごみ	生ごみ用バケツ	週 2 回
	アルミ缶・スチール缶	資源ごみ用袋	月 2 回
	無色透明のビン		
	茶色のビン		
	その他の色のビン		
	ペットボトル	資源ごみ用袋	月 1～2 回
	プラスチック容器包装類		月 2～3 回
	プラスチック製品（プラマーク無し）	プラスチック・ペットボトル専用袋	月 1～2 回
	小型家電	資源ごみ用袋	
	乾電池	乾電池用の袋等	
古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック、雑がみ）	ひも		
粗大ごみ（布団・家具類、金属類（大）） ※北部は金属類（大）のみ		粗大用札	月 1 回
使用済み食用油		ペットボトル等	年 2～3 回

7.5 その他

高齢化社会の進展に伴い、ごみステーションまでごみを出すことが困難な高齢者世帯が増加すると見込まれます。したがって、これらの世帯等を対象に、各家庭の玄関先まで行き、ごみの収集を行うふれあい収集の実施について検討します。

8 中間処理計画

8.1 実施主体

中間処理の実施主体は、真庭市とします。

8.2 施設の整備計画等

施設の整備計画等を以下に示します。これらの計画においては、民間の提案及び能力等を最大限活用する事業方式についても検討します。

8.2.1 生ごみ等資源化施設

今後、生ごみの分別収集を行い、他のバイオマス資源（し尿、浄化槽汚泥）も含めて資源化を行う施設を整備します。本施設では、液肥等を製造するとともに、液肥等の製造の際に発生するバイオガスも利活用するものとします。

なお、生ごみ等資源化施設における中間処理量（生ごみ）の見込みは、表 3-40 のとおりです。

表 3-40 生ごみ等資源化施設における中間処理量（生ごみ）の見込み

	平成 32 年度 (中間目標年度)	平成 37 年度 (目標年度)
家庭系生ごみ [t/年]	2,047	1,965
事業系生ごみ [t/年]	1,208	1,143
合計 [t/年]	3,255	3,108

8.2.2 焼却施設及び資源化施設

市内で排出されるごみは本市及び岡山県中部環境施設組合の 3 施設で処理を行っています。これら 3 施設の処理能力に対し、現状は余裕が生じている状況です。また、今後、生ごみ等資源化施設の整備により、その余裕が上積みされる見込みです。したがって、施設の余剰能力や老朽化の状況等をふまえ、施設の統合等を含めた中間処理施設の再構築について検討します。

なお、焼却施設及び資源化施設における中間処理量の見込みは、表 3-41 のとおりです。表 3-41 の数値は本市分の中間処理量の見込みですが、これとは別に、新庄村のごみについても現在と同様に、本市の中間処理施設で処理するものとします。

表 3-41 焼却施設及び資源化施設における中間処理量の見込み（新庄村を除く）

	平成 32 年度 (中間目標年度)	平成 37 年度 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	6,501	5,460
燃えないごみ [t/年]	447	486
粗大ごみ [t/年]	994	1,144
資源ごみ [t/年]	5,123	5,614
合計 [t/年]	13,065	12,704

9 最終処分計画

9.1 実施主体

最終処分の実施主体は、真庭市とします。

9.2 施設の整備計画等

現在、中間処理施設で発生する残渣は、本市、岡山県中部環境施設組合及び民間の最終処分場に埋立処分しています。しかし、平成28年4月以降は岡山県中部環境施設組合一般廃棄物最終処分場を使用できなくなること、及び、真庭市一般廃棄物最終処分場もいずれ満杯になることから、現存最終処分場の延命化を図るとともに早期に新たな最終処分場の整備に向けた検討を行います。

10 その他ごみ処理に関し必要な事項

10.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

10.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとします。

10.1.2 ばいじん

焼却施設で発生するばいじんは、現状どおり、適正処理を行った後、最終処分場に埋立処分します。

10.1.3 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を行います。

10.2 適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は表 3-42 に示すとおりで、各クリーンセンターへの搬入はできません。これらの適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者に指導します。

表 3-42 取り扱いできないもの（適正処理困難物）

種 類	理 由	処 分 方 法
家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法	販売店に相談、または家電リサイクル券を購入し、市もしくは指定法人に引渡し
消火器	危険性 処理困難性	販売店や消火器リサイクル推進センターに相談
ガスボンベ（カセットボンベは除く）	危険性 処理困難性	販売店に相談
バッテリー	有害性 処理困難性	各種団体の資源回収の利用、または販売店に相談
タイヤ	処理困難性	販売店に相談

※有害性：人体や環境への影響上、有害・有毒なもの

危険性：爆発や揮発・引火性がある危険なもの

処理困難性：運搬が困難な重量物や、破砕が困難な堅牢物など

10.3 不適正排出対策

違法な不用品回収業者に対し、県等と連携しながら指導を行います。

10.4 不法投棄対策

不法投棄は、依然として減少せず、また、投棄者の特定も困難ですが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為です。また、不法投棄の未然防止のため、平成15年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっています。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討します。

- ①地域の町内会などと一体となった啓発活動により、看板等の設置に努めます。
- ②住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努めます。
- ③警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図ります。

10.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物の処理について、以下の内容をふまえて災害廃棄物処理計画を策定します。

10.5.1 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努めます。
- ・倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保します。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行います。災害発生時の緊急仮置き場は旧町村単位に1ヶ所（湯原地区のみ3ヶ所設定）設置します。

表 3-43 各地区における災害廃棄物の保管場所

地区名	位置	摘要
北房地区	宮地 659 番地 外 9 筆	コスモスクリーンセンター横高速道の側
落合地区	西河内 542-2 外 1 筆	ハイランド落合駐車場の一部
久世地区	樫西 253 番地 外 12 筆	クリーンセンターまにわ手前市道右側
	三坂 309 番地 3 外 3 筆	クリーンセンターまにわ手前市道左側
勝山地区	福谷 1192	勝山運動公園（多目的グラウンド）
美甘地区	美甘 461-1・462・463	福寿荘・ゲートボール場手前
湯原地区	禾津 88	湯原温泉スポーツ公園(多目的グラウンド・野球場)
	粟谷 30 番地	二川こうふく村(旧二川中学校グラウンド)
	豊栄 1515 番地	湯原振興局周辺駐車場
中和地区	蒜山下和 1193-1 の一部	津黒高原キャンプ場駐車場
八束地区	蒜山湯船 617-9 外 2 筆	上蒜山スキー場駐車場
川上地区	蒜山西茅部 398-1 外 2 筆	平成の森グラウンド

10.5.2 ごみ処理施設の耐震化

今後、整備を行うごみ処理施設等では、想定される地震に耐える施設とします。

10.5.3 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図ります。

10.6 進行管理計画

計画の進行管理には、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続定期的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行います。

策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者の説明を行い、理解と協力を得るように努めます。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知していきます。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分していきます。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表します。

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定めます。

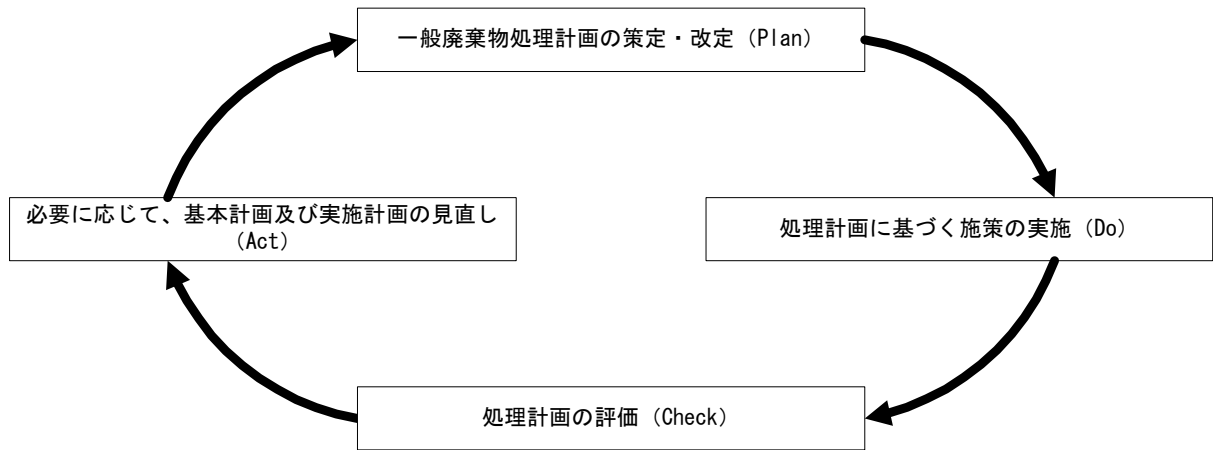


図 3-36 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル

第 4 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水処理の現状

1.1.1 生活排水の処理体系

平成 27 年度現在の生活排水の処理体系は、図 4-1 に示すとおりです。

本市の生活排水の処理は、水洗便所排水と生活雑排水を処理する公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽のほか、水洗便所排水のみを処理するみなし浄化槽(単独槽)、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設で行っています。

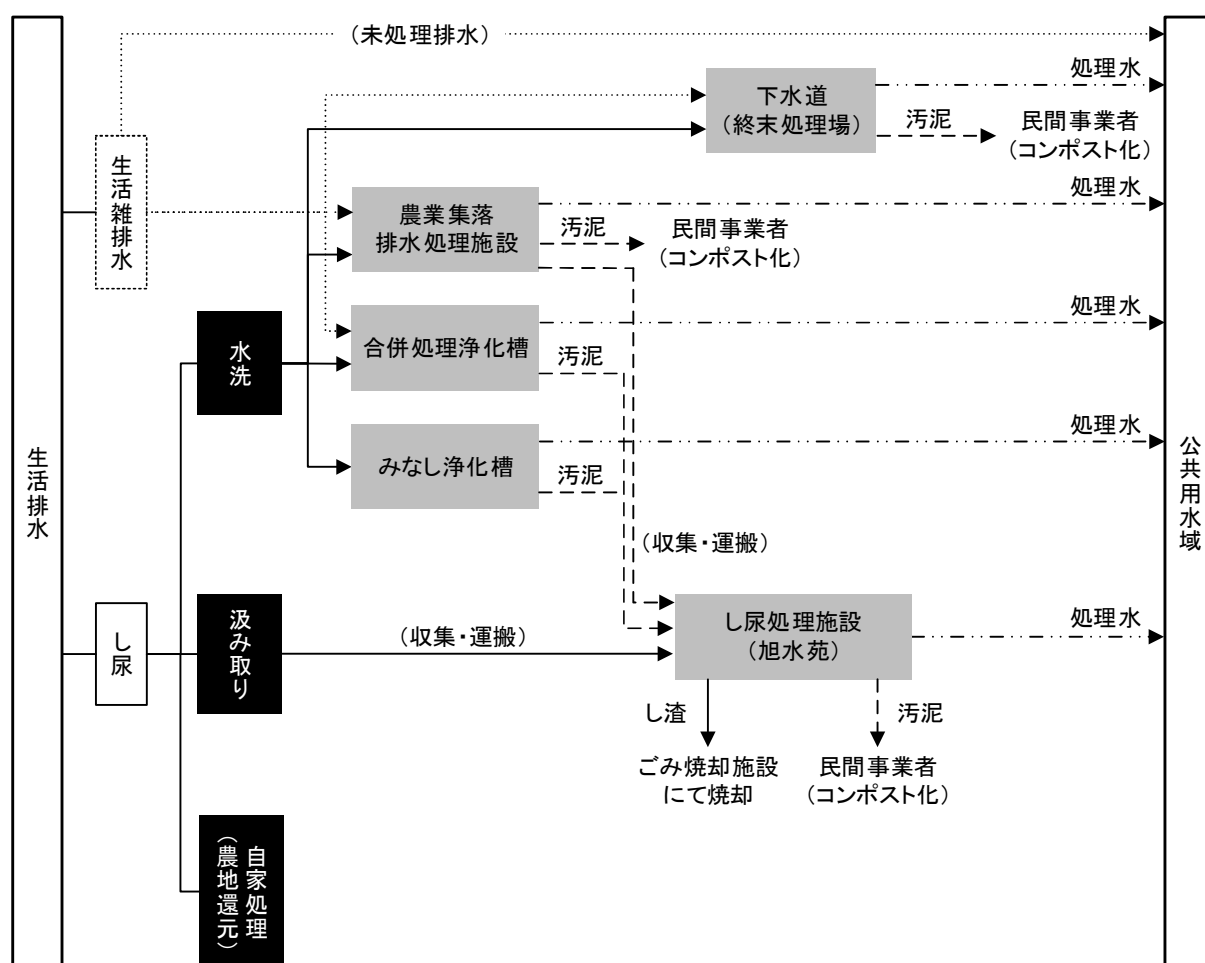


図 4-1 生活排水の処理体系 (平成 27 年度現在)

1.1.2 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図 4-2 及び表 4-1 に示すとおりです。

下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備の進展に伴い水洗化率及び汚水衛生処理率は増加していますが、平成 25 年度において水洗化率は 63.6%、汚水衛生処理率は 56.3%にとどまっています。

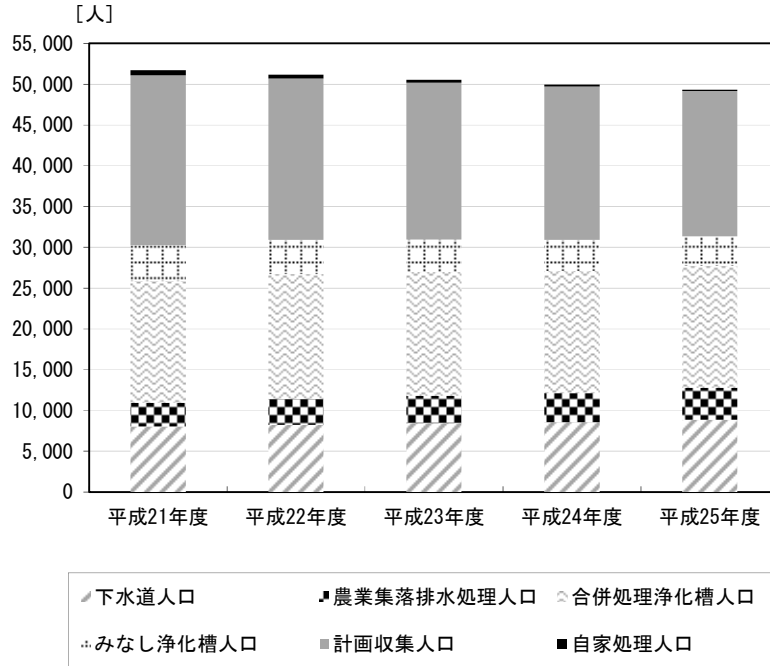


図 4-2 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
水洗化人口 [人]	下水道人口	8,045	8,241	8,437	8,565	8,895
	農業集落排水処理人口	2,922	3,157	3,394	3,552	3,894
	合併処理浄化槽人口	14,900	15,334	15,152	15,022	14,968
	みなし浄化槽人口	4,379	4,171	3,974	3,786	3,606
	水洗化人口計	30,246	30,903	30,957	30,925	31,363
非水洗化人口 [人]	計画収集人口	20,838	19,780	19,231	18,762	17,786
	自家処理人口	626	498	362	263	192
	非水洗化人口計	21,464	20,278	19,593	19,025	17,978
総人口 [人]		51,710	51,181	50,550	49,950	49,341
水洗化率 ^{注1)} [%]		58.5	60.4	61.2	61.9	63.6
汚水衛生処理率 ^{注2)} [%]		50.0	52.2	53.4	54.3	56.3

注 1) 水洗化人口計 ÷ 総人口 × 100

注 2) 汚水衛生処理人口 (下水道人口 + 農業集落排水処理人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 総人口 × 100

1.1.3 し尿等の排出量及び自家処理量

し尿等の排出量及び自家処理量の推移は、図 4-3 及び表 4-2 に示すとおりです。

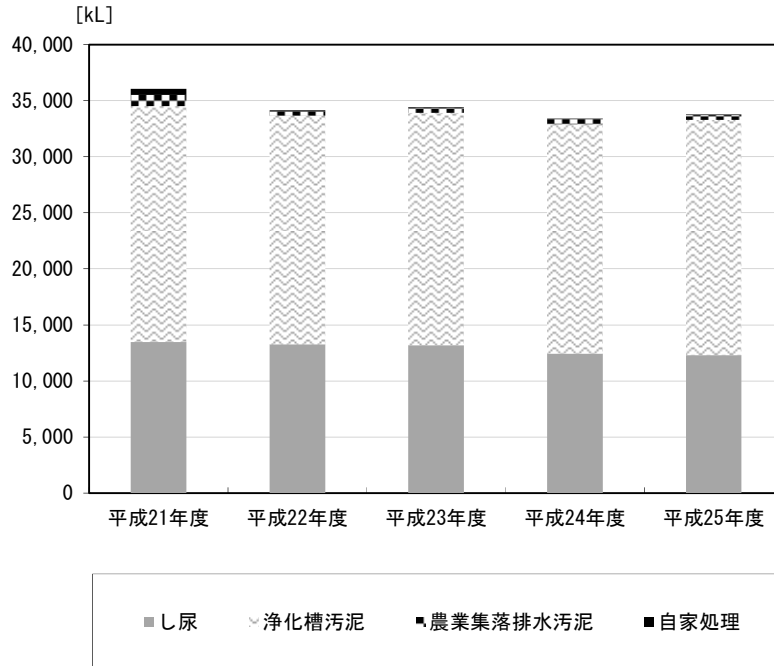


図 4-3 し尿等の排出量及び自家処理量の推移

表 4-2 し尿等の排出量及び自家処理量の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
し尿 [kL/年]	13,489	13,263	13,191	12,467	12,303
浄化槽汚泥 [kL/年]	21,021	20,423	20,729	20,419	20,992
農業集落排水汚泥 [kL/年]	1,017	360	443	456	429
自家処理 [kL/年]	517	97	73	59	46

1.1.4 し尿等の性状

し尿等の性状は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 し尿等の性状（平成 25 年度）

	し尿			浄化槽汚泥		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
pH	7.0	7.7	7.3	7.0	7.8	6.6
COD [mg/L]	3,474	8,000	2,070	2,621	4,450	680
BOD [mg/L]	9,776	17,200	6,400	4,117	8,400	1,060
塩化物イオン [mg/L]	1,435	1,850	900	361	740	200
アンモニア性窒素 [mg/L]	1,754	2,030	1,400	473	840	350
有機態窒素 [mg/L]	407	1,120	70	348	600	180
窒素含有量 [mg/L]	2,172	3,060	1,760	823	1,270	530
燐含有量 [mg/L]	218	640	40	130	230	55

1.1.5 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者により収集運搬を行っています。

1.1.6 生活排水の処理主体

平成 27 年度現在の生活排水の処理主体は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 生活排水の処理主体（平成 27 年度現在）

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道 特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	真庭市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	真庭市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	真庭市・個人・事業所
みなし浄化槽	し尿	個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	真庭市

1.1.7 処理施設の状況

(1) 公共下水道

公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）事業の概要は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5 (1) 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）事業の概要

	落合地区	久世・勝山地区	美甘地区
	落合処理区	久世・勝山処理区	美甘処理区
下水道の種類	公共下水道	公共下水道	特定環境保全公共下水道
計画処理区域面積 [ha]	285	624	25
認可済み面積 [ha]	76	559	25
計画目標年度	平成 42 年度	平成 42 年度	平成 19 年度
下水排除方法	分流式	分流式	分流式
計画処理量 [m ³ /日]（日最大）	4,200	7,200	960
処理方式	凝集剤添加高度処理 オキシデーション ディッチ法	凝集剤添加高度処理 オキシデーション ディッチ法	土壌被覆型 礫間接触酸化法
放流先	旭川	旭川	新庄川
汚泥の処分方法	業者委託により コンポスト化	業者委託により コンポスト化	業者委託により コンポスト化
供用開始年度	平成 25 年度	平成 15 年度	平成 18 年度
処理水質 BOD [mg/L]	10	15	15
// SS [mg/L]	10	40	40
計画処理人口 [人] <small>注 1)</small>	5,500	10,400	1,020
認可区域人口 [人] <small>注 2)</small>	1,800	10,200	1,020

注 1) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

注 2) 認可区域人口：認可を受けた区域内の人口

表 4-5 (2) 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）事業の概要（つづき）

	中和地区	八束地区
	津黒処理区	蒜山処理区
下水道の種類	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道
計画処理区域面積 [ha]	34	94
認可済み面積 [ha]	34	94
計画目標年度	平成 16 年度	平成 15 年度
下水排除方法	分流式	分流式
計画処理量 [m ³ /日]（日最大）	500	(3,600)
処理方式	オキシレーションディッチ法	蒜山浄化センター（川上地区）にて処理
放流先	下和川	—
汚泥の処分方法	業者委託によりコンポスト化	—
供用開始年度	平成 9 年度	平成 9 年度
処理水質 BOD [mg/L]	20	—
// SS [mg/L]	30	—
計画処理人口 [人] 注 1)	950	2,080
認可区域人口 [人] 注 2)	950	2,080

注 1) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

注 2) 認可区域人口：認可を受けた区域内の人口

表 4-5 (3) 公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）事業の概要（つづき）

	八束地区	川上地区
	蒜山第 2 処理区	蒜山処理区
下水道の種類	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道
計画処理区域面積 [ha]	34	113
認可済み面積 [ha]	34	113
計画目標年度	平成 18 年度	平成 18 年度
下水排除方法	分流式	分流式
計画処理量 [m ³ /日]（日最大）	500	3,600
処理方式	オキシレーションディッチ法	オキシレーションディッチ法
放流先	旭川	粟住川
汚泥の処分方法	業者委託によりコンポスト化	業者委託によりコンポスト化
供用開始年度	平成 11 年度	平成 9 年度
処理水質 BOD [mg/L]	20	20
// SS [mg/L]	20	30
計画処理人口 [人] 注 1)	860	2,840
認可区域人口 [人] 注 2)	860	2,840

注 1) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

注 2) 認可区域人口：認可を受けた区域内の人口

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の概要は、表 4-6 に示すとおりです。

農業集落排水処理施設は、山間・農村部における生活排水対策を担っており、最も早い処理区は平成 9 年度から供用開始しています。

表 4-6 (1) 農業集落排水処理施設の概要

	北房地区	北房地区	北房地区
	下皆部処理区	宮地処理区	上水田・山田処理区
計画区域面積 [ha]	41	32	38.9
計画処理量 [m ³ /日] (日最大)	627	381	554
処理方式	JARUS X I	JARUS XIV	JARUS XIVH
放流先	備中川	備中川	備中川
汚泥の処分方法	業者委託によりコンポスト化	業者委託によりコンポスト化	業者委託によりコンポスト化
供用開始年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 21 年度
処理水質 BOD [mg/L]	15	20	10
〃 SS [mg/L]	30	50	15
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	1,900	1,410	2,050

表 4-6 (2) 農業集落排水処理施設の概要 (つづき)

	落合地区	勝山地区
	鹿田・美川処理区	山久世処理区
計画区域面積 [ha]	45	3.5
計画処理量 [m ³ /日] (日最大)	1,062	78
処理方式	JARUS XIVH	JARUS I
放流先	備中川	旭川
汚泥の処分方法	業者委託によりコンポスト化	し尿処理施設 (旭水苑)
供用開始年度	平成 19 年度	平成 12 年度
処理水質 BOD [mg/L]	10	20
〃 SS [mg/L]	50	50
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	3,930	290

表 4-6 (3) 農業集落排水処理施設の概要 (つづき)

	中和地区	八束地区
	真加子・初和处理区	野田処理区 ^{注)}
計画区域面積 [ha]	2.5	2
計画処理量 [m ³ /日] (日最大)	35	21
処理方式	JARUS I	接触曝気方式
放流先	下和川	旭川
汚泥の処分方法	し尿処理施設 (旭水苑)	し尿処理施設 (旭水苑)
供用開始年度	平成 11 年度	平成 11 年度
処理水質 BOD [mg/L]	20	20
〃 SS [mg/L]	50	50
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	130	80

注) 野田処理区：小規模集合排水処理施設

(3) し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 4-7 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥は、旭水苑において処理しています。旭水苑では、本市のし尿及び浄化槽汚泥の他に、美咲町の一部（旧旭町）、鏡野町の一部（旧富村）及び新庄村のし尿及び浄化槽汚泥もあわせて処理しています。

なお、旭水苑は平成 6 年 11 月に供用を開始し、稼働後 20 年が経過しています。

表 4-7 し尿処理施設の概要

名称	旭水苑
処理対象区域	真庭市全域、美咲町の一部（旧旭町）、鏡野町の一部（旧富村）及び新庄村
所在地	真庭市野原 9-1
事業主体	真庭市
処理能力	100kL/日（し尿：60kL/日、浄化槽汚泥：40kL/日）
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
供用開始年月	平成 6 年 11 月
処理水放流先	旭川

1.2 生活排水処理の課題

1.2.1 汚水衛生処理率の向上

汚水衛生処理率は年々向上しており、平成 25 年度において約 56%となっています。しかし、人口比で約 44%の割合で台所や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されていることになり、河川等の公共用水域の水質汚濁の原因となっていると考えられます。

汚水衛生処理率の全国平均値は 83.7%（平成 25 年度実績）であり、本市の汚水衛生処理率は全国平均値よりも大幅に低い状況です。

したがって、今後、汚水衛生処理率の向上に努める必要があります。

1.2.2 し尿等の処理体制の再構築

現在、し尿及び浄化槽汚泥は旭水苑において適正に処理を行っています。しかし、旭水苑は供用開始から 20 年が経過し、老朽化が進行しています。また、搬入量に占める浄化槽汚泥の割合が増加し、設備面・運転管理面において課題が生じています。

したがって、旭水苑の適正管理に努めるとともに、浄化槽汚泥比率の上昇に対する対策を講じる必要があります。また、新たなし尿処理施設の整備に向けた検討を行う必要があります。その際、第 2 次真庭市総合計画に基づき、し尿や浄化槽汚泥をバイオマス資源として捉え、バイオマス産業都市にふさわしいし尿・浄化槽汚泥処理の体制を構築する必要があります。

2 生活排水処理計画

2.1 基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

- ①快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、地域特性等を十分考慮しながら公共下水道、農業集落排水処理施設への接続推進、合併処理浄化槽の普及に努め、汚水処理率を向上させます。
- ②水洗化されていない家庭及びみなし浄化槽の家庭や事業所に対しては、生活雑排水処理の整備促進のため、高度処理型合併処理浄化槽等への転換を呼びかけていきます。
- ③水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

2.2 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、公共下水道等の加入率を向上させます。

基本方針2 高度処理型合併処理浄化槽整備の推進

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域以外については、浄化槽設置整備事業によりし尿くみ取り家庭やみなし浄化槽の設置者について、高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針3 生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

2.3 生活排水処理の目標

今後、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度（平成37年度）において汚水衛生処理率を85%とすることを目標とします。

表 4-8 計画目標年度における汚水衛生処理率

	平成25年度 (実績)	平成37年度 (計画目標年度)
行政区域内人口	49,341人	41,200人
計画処理区域内人口	49,341人	41,200人
汚水衛生処理人口	27,757人	35,062人
汚水衛生処理率	56.3%	85%

注) 汚水衛生処理人口=下水道人口+農業集落排水処理人口+合併処理浄化槽人口

2.4 処理形態別人口の見込み

2.4.1 将来予測の手順

処理形態別人口の将来予測の手順は、図4-4に示すとおりです。

下水道人口は、既存計画の推計値を参考に設定しました。また、農業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口及びみなし浄化槽人口は、第2次真庭市総合計画の将来人口フレームに基づき設定しました。

なお、計画収集人口については、総人口から計画収集人口以外の人口を差し引いた数値としました。

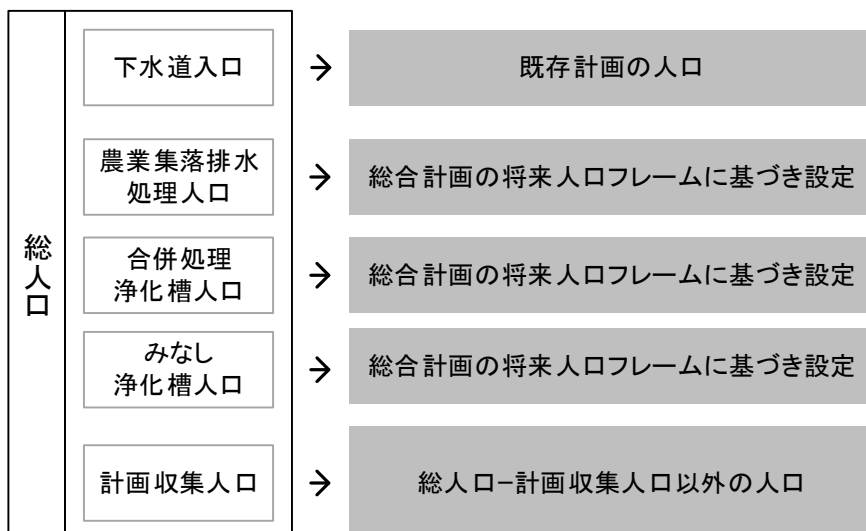


図 4-4 処理形態別人口の将来予測の手順

2.4.2 将来予測の結果

処理形態別人口の推移は、図4-5及び表4-9に示すとおりです。

下水道人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、みなし浄化槽人口、計画収集人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

また、汚水衛生処理率については、中間目標年度（平成32年度）が77%、目標年度（平成37年度）が85%となります。

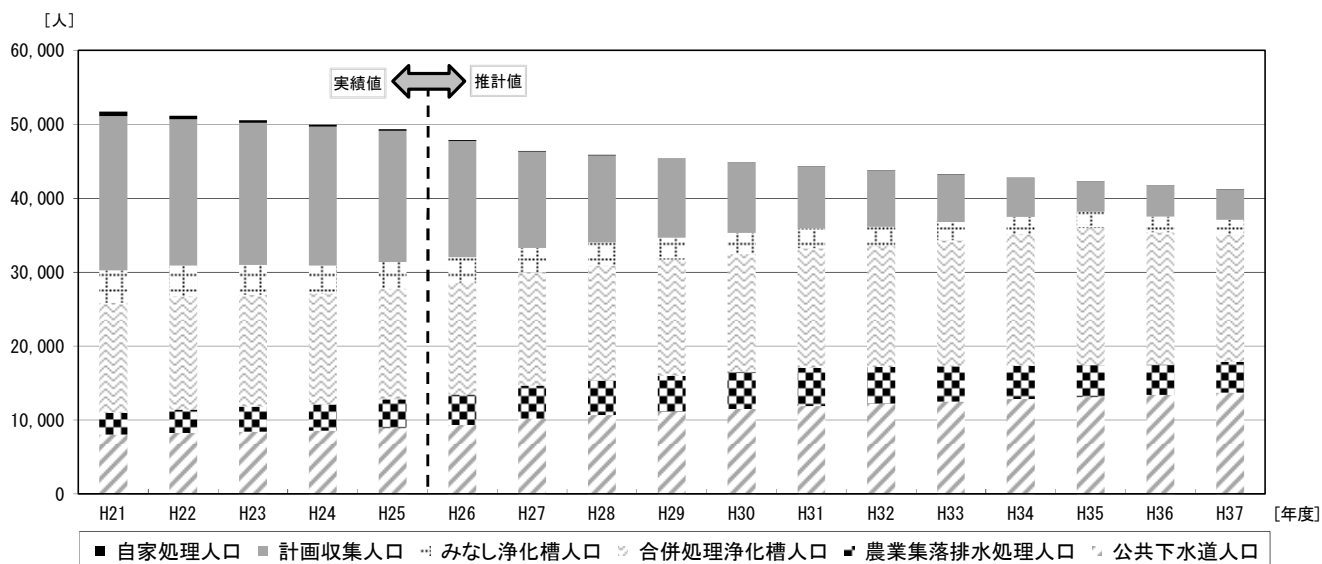


図 4-5 処理形態別人口の将来予測の結果

表 4-9 処理形態別人口の将来予測の結果

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
下水道人口 [人]	8,895	12,201	13,687
農業集落排水処理人口 [人]	3,894	4,970	4,170
合併処理浄化槽人口 [人]	14,968	16,374	17,205
みなし浄化槽人口 [人]	3,606	2,568	2,015
計画収集人口 [人]	17,786	7,666	4,119
自家処理人口 [人]	192	21	4
合計 [人]	49,341	43,800	41,200

2.5 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-10 のとおりとします。

このうち、合併処理浄化槽については、これまでは本市が浄化槽を設置する『浄化槽市町村整備推進事業』と個人が設置した浄化槽に補助金を交付する『浄化槽設置整備事業』により整備を進めていましたが、平成 27 年度からは浄化槽設置整備事業に統一しました。これに伴い、本市が管理している合併処理浄化槽のうち、設置後 10 年を経過したものを使用者へ譲渡することとなります。本市から使用者への譲渡は平成 29 年度から順次開始され、平成 36 年度までは本市管理のものと個人・事業所管理のものがありますが、平成 37 年度以降は個人・事業所管理のみとなります。

表 4-10 処理主体

処理施設の種類	処理主体
公共下水道 特定環境保全公共下水道	真庭市
農業集落排水処理施設	真庭市
合併処理浄化槽	【平成 36 年度まで】 真庭市・個人・事業所 【平成 37 年度以降】 個人・事業所
みなし浄化槽	個人・事業所
し尿処理施設	真庭市

3 し尿及び汚泥の処理計画

3.1 収集・運搬計画

3.1.1 基本方針

市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とします。

3.1.2 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とします。

3.1.3 実施主体

収集・運搬の実施主体は、真庭市とします。

3.1.4 収集形態

し尿等の収集形態は、現状と同様に許可収集とします。

3.2 中間処理計画

3.2.1 実施主体

中間処理の実施主体は、真庭市とします。

3.2.2 中間処理に関する目標

旭水苑は、適切な維持管理及び設備更新を行いながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行います。ただし、供用開始から20年が経過し、老朽化が進行していることから、新たなし尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備について検討します。

また、第3章のごみ処理基本計画のとおり、今後、第2次真庭市総合計画において掲げられているバイオマス資源の資源化を行う予定です。し尿及び浄化槽汚泥もバイオマス資源であることから、これらを資源化の原料として活用するものとします。事業方式は、民間の提案及び能力等を最大限活用する手法を検討します。

なお、今後とも、本市の施設において、美咲町（旧旭町）、鏡野町（旧富村）及び新庄村から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理も行うものとします。

3.2.3 目標年度における中間処理量

目標年度（平成37年度）の中間処理量の見込みは、表4-11に示すとおりです。

目標年度（平成37年度）のし尿等の排出量は26,228kL/年（業者引取分の農業集落排水汚泥457t/年も含む（1t=1kLとした））が見込まれます。

なお、浄化槽汚泥の排出量は増加する一方、し尿の排出量は大幅に減少することが見込まれるため、し尿及び浄化槽汚泥の合計値は減少傾向で推移すると見込まれます。

表 4-11 中間処理量の見込み（市外受託分含まず）

	平成 25 年度 実績値	平成 32 年度推計値 (中間目標年度)	平成 37 年度推計値 (目標年度)
し尿 [kL/年]	12,303	5,148	2,766
農業集落排水汚泥 [kL/年]	429	544	457
浄化槽汚泥 [kL/年]	20,992	22,245	23,005
合計 [kL/年]	33,724	27,937	26,228

【し尿等及び農業集落排水汚泥排出量（業者引取分）の将来予測】

し尿等及び農業集落排水汚泥については、直近5年間の実績に基づくトレンド推計を行ったものの、相関係数が小さい結果となりました。したがって、推計値の計算に使用する1人1日あたりのし尿排出量は直近5年間の平均値、1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量及び1人1日あたりの農業集落排水汚泥（業者引取分）排出量は平成25年度の実績値を採用しました。表4-11の推計値は、その1人1日あたりのし尿等排出量に処理形態別人口を乗じたものとししました。

ただし、1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量は、平成25年度実績値を「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領2006改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」に基づき、合併処理浄化槽及びみなし浄化槽に按分し、設定しました。それぞれの1人1日あたりの排出量は次のとおりとし、し尿等及び農業集落排水汚泥（業者引取分）の排出量の将来予測は図4-6のとおりとします。

- ・ 1人1日あたりのし尿排出量：1.84 L/人・日
- ・ 1人1日あたりの農業集落排水汚泥排出量：0.30 L/人・日
- ・ 1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：3.49 L/人・日
- ・ 1人1日あたりのみなし浄化槽汚泥排出量：1.48 L/人・日

【浄化槽汚泥排出量の設定にあたっての条件】

＜汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）による標準値＞

- ・ 合併処理浄化槽汚泥 ： 2.61 L/人・日
- ・ みなし浄化槽汚泥 ： 1.11 L/人・日

＜1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量の設定＞

- ・ 1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：X L/人・日
- ・ 1人1日あたりのみなし浄化槽汚泥排出量：Y L/人・日

＜人口及び浄化槽汚泥排出量の設定＞

- ・ 合併処理浄化槽人口（平成 25 年度）：14,968 人
- ・ みなし浄化槽人口（平成 25 年度）：3,606 人
- ・ 浄化槽汚泥の量 ： 20,992 kL・年

$$\begin{cases}
 \textcircled{1} X : Y = 2.61 \text{ L/人}\cdot\text{日} : 1.11 \text{ L/人}\cdot\text{日} \\
 \textcircled{2} (X \text{ L/人}\cdot\text{日} \times 14,968 \text{ 人} \times 365 \text{ 日}) \\
 \quad + (Y \text{ L/人}\cdot\text{日} \times 3,606 \text{ 人} \times 365 \text{ 日}) \\
 \quad = 20,992 \text{ kL} \\
 \textcircled{1}\textcircled{2}\text{の連立方程式より、} X = 3.49 \text{ L/人}\cdot\text{日、} Y = 1.48 \text{ L/人}\cdot\text{日}
 \end{cases}$$

【し尿等及び農業集落排水汚泥（業者引取分）の排出量の将来予測の結果】

し尿等及び農業集落排水汚泥（業者引取分）の排出量の将来予測の結果は、図4-6に示すとおりです。

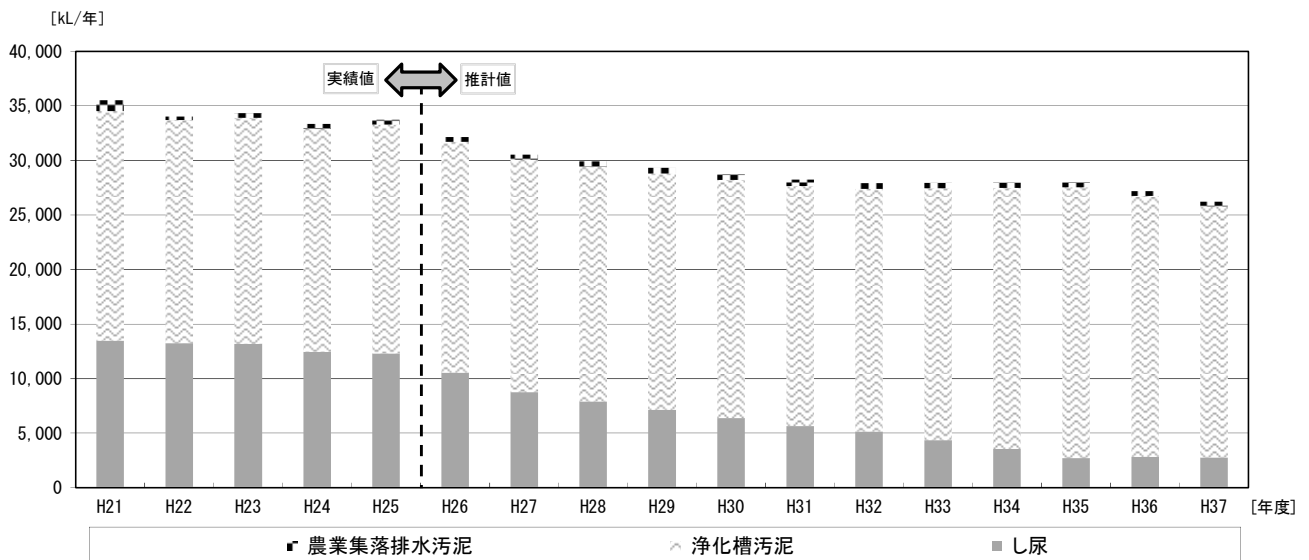


図 4-6 し尿等及び農業集落排水汚泥（業者引取分）の排出量の将来予測の結果

3.2.4 再資源化計画

(1) 沈砂・し尿処理汚泥

旭水苑で発生する沈砂及びし尿処理汚泥は、民間業者への委託処理を行います。また、新たなし尿処理施設及び資源化施設で発生する沈砂等については、適切な処理方法を検討します。

(2) し尿等の資源化

バイオマス資源（し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ）を原料とする資源化施設を整備し、液肥等を製造します。また、液肥等の製造の際に発生するバイオガスも有効利用するものとします。

3.3 最終処分計画

し渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理後、処理残渣を最終処分場に埋立処分します。

3.4 災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートを検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築します。

4 その他

4.1 市民に対する広報・啓発活動

市民に対し、生活排水処理に関して、以下について広報・啓発活動を行います。

- ・発生源の汚濁負荷削減対策として、市民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ、パンフレット等を配布する（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理等）。
- ・負荷削減への取り組みに関する啓発活動等を行っている市民や各種団体と連携し、講習会等の開催支援や市民が身近な環境を認識できるよう、水生生物調査などの地域イベントの開催等を計画する。
- ・子供向けの環境教育を推進する。
- ・自治会及び企業担当者向け研修会を開催する。
- ・アンケートによる意識調査を実施する。
- ・水環境配慮に優れた自治会及び企業への表彰制度の導入を検討する。

4.2 関連計画との関係

公共下水道整備計画及び農業集落排水事業計画が既に策定され、事業認可及び整備を進めている段階ですが、これらの進捗によりし尿や浄化槽汚泥等の量の変動するため、これらの計画の進捗状況についてもフォローアップするものとします。

用語解説

<あ行>

○委託収集（いたくしゅうしゅう）

市内から発生する家庭系ごみを、市が民間事業者（収集運搬の許可業者）に委託して収集することです。

○一般廃棄物（いっぱんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理計画（いっぱんはいきぶつしよりにけいかく）

廃棄物処理法第六条一項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物の、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

<か行>

○家庭系ごみ（かていけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

○家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

○環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすると共に、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

○感染性一般廃棄物（かんせんせい いっぱんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物を意味します。

○許可収集（きょかしゅうしゅう）

市内から発生する一般廃棄物について、市から許可を得た民間事業者がごみを収集運搬することです。

○建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する土砂・コンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律です。

○ごみ処理基本計画（ごみしよりにきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

<さ行>

○災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○災害廃棄物処理計画（さいがいはいきぶつしよりにきいかく）

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみ処理の過程での最終的な処分のことで、埋立処分のことをいいます。

○産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

○資源有効利用促進法（しげんゆうこうりょうそくしんほう）

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品など利用促進を目的に制定された法律です。

○自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

正式名称は「使用済み自動車の資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律です。

○し尿処理（しにょうしょり）

一般廃棄物のうち、ふん尿の処理のことをいいます。

○集団回収（しゅうだんかいしゅう）

自治会、子ども会、婦人会、PTA、老人会等の地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することです。

○循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会を意味します。

○循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位を明記しています。

○焼却残渣（しょうきゃくざんさ）

焼却施設の焼却処理工程で最終的に排出される残渣です。

○焼却施設（しょうきゃくしせつ）

一般廃棄物のうち、燃えるごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

○食品リサイクルループ（しょくひんりさいくるるーぷ）

食品事業者（スーパーやレストラン等）から排出される食べ残しや売れ残り等を原料に肥料や飼料等を作り、その肥料や飼料を使って生産された農畜水産物等を再び事業者が販売する仕組みのことをいいます。

○生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしょりきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する事項について定めた計画です。

○総排出量（そうはいしゅつりょう）

市が分別収集を行ったごみ及びクリーンセンターに直接持ち込まれたごみ（排出量）と、集団回収で集められた資源の総和量をいいます。

<た行>

○中間処理（ちゅうかんしょり）

焼却施設・破砕選別施設・ペットボトルやその他プラスチックの圧縮施設等の廃棄物の減容化・減量化を行う処理のことをいいます。

○2R（つーあーる）

Reduce（減らす）・Reuse（再使用）の2つの頭文字Rをとったものです。

○適正処理困難物（てきせいしょりこんなんぶつ）

市町村が処理する廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なもので、環境大臣が指示する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○特別管理一般廃棄物（とくべつかんりいっばんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。PCBが使用されている部品、ダイオキシン類が一定以上含まれる灰や処理物、医療系の感染性のある廃棄物を意味します。

<は行>

○廃棄物（はいきぶつ）

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

○排出量（はいしゅつりょう）

市が分別収集を行ったごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、死獣・汚物等、資源ごみ、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装ごみ）及びクリーンセンターに直接持ち込まれたごみの総和量をいいます。

○廃棄物処理法（はいきぶつしゅりほう）

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

○ばいじん

ごみの焼却等に伴って発生する排ガス中に含まれる「すす」や「ちり」のことをいいます。

○破碎不燃物（はさいふねんぶつ）

破碎選別施設の破碎処理工程で最終的に排出される残渣です。主にガラスくずや陶磁器くずです。

○PCB（ピーシービー）

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）の略で熱に対して安定し、電気絶縁性が高く、対薬品性に優れますが、生体に対する毒性が高い物質です。

<や行>

○容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出るごみの6割（容量比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。法律で指定する容器包装（ガラス瓶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

<ら行>

○リサイクル率（りさいくるりつ）

ごみの総排出量に占める再生利用量の割合です。資源化率・再生利用率とも表現されます。